

滋賀縣廳舎改築記念誌別冊

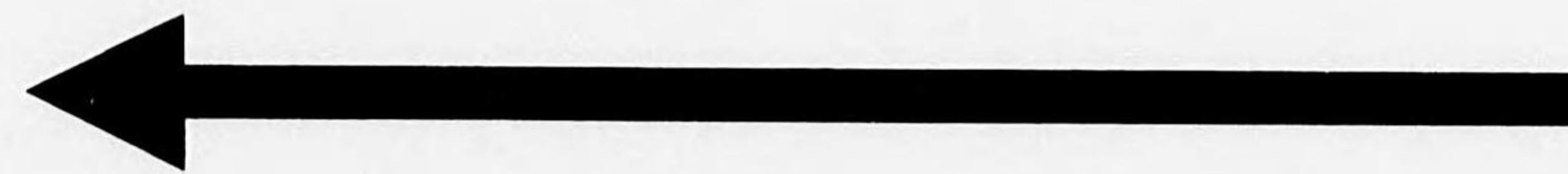
526. 3-Sh27ㄣ



4263  
27



始





526.3  
S1127



はしがき

今回、滋賀縣廳舎改築記念誌を刊行したが、本別冊は右記念誌に挿入するを得なかつた記事を纂輯したものである。即ち、改築案と彦根町との関係、或は縣に於ける論議の内容、當時の新聞記事などこれである。これらの記事も將



來數十年を経るならば必ずや興味ある文献として珍重せられること、思ふので、敢てこれを別輯として刊行した次第である。

昭和十六年三月



930  
24

目次

第一	改築説と彦根町……………	一
第二	縣會に於ける論議の詳細……………	四
第三	改築と輿論……………	五
第四	餘説……………	六





## 第一 改築説と彦根町

昭和十年の縣會に於て縣廳舎改築の是非が論議され、縣亦改築の下調査を進めつゝある情勢を觀取するや、彦根町は曾て明治二十四年に於て移廳論を主張した沿革もあり、町の有志は再びこゝに縣廳を彦根町に移轉せしむべき好機至れりとなし、昭和十一年春頃より漸次之が運動を熾烈ならしむるに至つた。



即ち彦根町會は滿場一致の決議を以て五月七日附で「縣廳舎位置移轉ニ關スル陳情」を二見知事に致し、平塚町長、渡邊町會議長、木下同副議長等出縣、町の衷情を表明する處があつた。其の陳情書の内容を見るに「明治初年縣廳舎を大津に置かれたのは當時の滋賀縣が現在福井縣に屬する敦賀、大飯、遠敷、三方の四郡が滋賀縣の管轄であつたのと、當時本縣は琵琶湖を唯一の交通機關として縣内物資は總て大津に集散したる等の理由から自然縣廳の大津に在るのを默認して來たのであるが、明治十四年二月若狹四郡は福井縣の管轄に移り、又明治二十三年東海道線の全通に依つて大津長濱間の水上の交通は殆んど其の必要を失つた。於是、明治二十四年縣會自ら縣廳の彦根移轉を發案し、多數民論亦之を支持したのであるが、紛擾の爲内務大臣より縣會の解散を命ぜられ、其の目的を達し得なかつたのは其の運動の傍系たる團體の行動較もすれば脅威を孕むの懼れありしと其の趨勢を一時糊塗せむとしたのであらう。而かも湖東、湖北地方の移轉を要望する志は四十有五年を経過したる今日に於ても尙造次顛沛にも記憶し、夢寐にも忘るゝことがないのである。思ふに、縣廳位置が本縣の最西端隅に偏在することは言ふまでもなく、多數縣民の一大不便で、此際縣廳を移轉し明治維新後六十餘年を経た陳腐



の行政機構を改善して時代の進歩精神に副ふべきは刻下の時局に對處する當然の所置である。一面大津市の現状を見るに市民の日常生活並に物資の需給關係は京都市と密接なる交渉を有し、爲に本縣の中樞都市たる大津市に對する縣營各般の施設の如きは縣民一般の利福享受とならず却つて京都市に其の恩恵を與へつゝあるの觀があつて、本縣廳位置の偏在に因つて直接間接蒙りつゝある縣民の不幸は蓋し甚大なるものがある。今や縣廳移轉の緊要なることは沿革、慣例等を超越して縣民の多年の宿望である。

仄聞する所に依れば、現廳舎改築の喫緊を認められ目下其の計畫既に成り着々之が準備工作中といふ。此の好適の機會に於て本陳情の願意御採擇の上、縣廳位置を我が彦根町に移さるゝに於ては、該建築費に對し金壹百萬圓の寄附を爲し、更に之に伴ふ各般の施設等に對しましても至誠を披瀝し圓滑なる縣治の暢達に聊かなりとも寄與するに吝でなく、三萬町民擧つての熱烈なる決意なることを明鑑あらむことを冀ふ」といふやうな要旨であつた。尙同様の陳情書は内務大臣にも提出された。

而して、彦根町に於ては同町實業協會を中心として廳舎移轉期成同盟會を組織し、或はパンフレットに、或は陳情に、或は演說會に、種々氣勢を揚げ以て輿論の喚起に努め其の運動は日を逐うて熾烈となつた。二見知事は此の情況を觀取し大體の事情を内務大臣に報告する處があつたが、七月十一日内務次官より「其の縣廳位置變更ノ議ハ到底詮議不相義ニ付」云々との通牒に接したので、同月二十二日平塚彦根町長、渡邊町會議長及木下縣廳舎移轉期成同盟會長を縣廳に招致し、運動の無用なることを諭示するところがあつた。

乍併、同町に於ては其の後も猶運動を繼續し氣勢を煽つて居たので、彦根町長に對し更に左の如く通牒するところがあつた。

庶號外 昭和十一年九月十日

總 務 部 長

彦 根 町 長 殿

縣廳舎移轉運動ニ關スル件依命通牒

標記ノ件ニ關シテハ曩ニ貴職等ノ登廳ヲ求メ詳細示達スル所アリタル處聞ク處ニ依レハ移轉期成同盟會ニ於テハ今尙之ガ運動ヲ繼續シ輿論ノ喚起ニ努メツツアル趣ナルモ右ハ曩ニ示達シタル如ク縣廳舎移轉ノ義ハ其ノ筋ニ於テモ到底詮議不相義ニ付此際關係者ヲ諭示シ徒ニ民心ヲ動搖セシメ事態ノ紛叫ヲ見ルガ如キ行爲無カラシムルト共ニ貴職ニ於テモ慎重事ヲ處セララルル様篤ト御考慮相成度

かくて、彦根町に於ては「縣廳舎改築近し」の風説に一舉に同町多年の宿望を達せんとして、陰に、陽に、其の運動を試みつゝ、同年秋の縣會の提案や如何にと案じつゝあつたのである。



## 第二 縣會に於ける論議の詳細

昭和十一年通常縣會は十一月十七日を以て招集されたが、改築案は開會劈頭よりは提案されなかつた。それで議員間には果してこれが會期中提案さるゝや否やに付て關心し、縣會第四日の十一月二十六日には大橋新治郎議員に依つて「提案の意思ありや否や」といふ質問があり平知事は「この問題は將來適當な機會に於て御審議を願はなければならぬ問題ではないかとかう存じて居ります」と答へた。

次に第五日たる十一月二十七日に於ても歳出經常部第三款縣職員費の質疑に於て谷口鍬治郎議員から縣參事會で議決した二千五百圓の調査費計上に對する批判をなし更に、縣廳の改築は先づ縣民の内容改善を急務とする、縣廳舎の診斷に工學博士を頼んだといふがかゝる答申にたとへ危険とあつても、大した被害はなからう、移廳論は實現困難といはれるが、この議論は既に四五年前からのもので、それを今日に活かさうといふのである、大津は或は滋賀縣の真中だといへるかも知れぬが、京都府に近いから大津に縣廳があつても縣の利益にならぬ等との趣旨を列擧して最後に「斯様な意味から若し滋賀縣の縣民が如何に反對しても飽くまで改築を望み目的を假りに強行するといふ意見なれば、其の際は縣民大多數の要望である所の移轉といふ事に對して、何等かの考慮をお拂ひになる意思があるか何うかといふことを伺つて置きたいのであります」と質問したのに對し平知事は

「縣廳改築案問題に付きまして私の聞き誤りであつたかも知れませぬが、お尋ねの中に調査委員の答申がまたないやうな、鋭意研究中であるやうに聞きましたのですが、私昨日は調査委員の答申はあつたと申上げた」と記憶

して居ります、只當局が此の問題に付きまして鋭意研究中であるといふことを申上げた積りであり、若しそれと違つて居りましたらさういふ風の一つ訂正致して置きたいと思ひます、尙ほ此の廳舎移轉問題に付きましては既に御承知の通り本年七月十一日附を以ちまして、内務次官から通牒がありまして、七月二十二日彦根町長外關係の向に縣廳移轉の儀は深く運動取止方を了知してある次第でありまして、其の後も引續き輿論の喚起に努めつゝある狀況でありますので、九月十日附を以て總務部長名を以て善處方を通牒してある筈であります」

と答辯した。

爾來縣會に於ては十二月五日の改築案正式提出迄再び縣廳舎問題について論議はなかつた。

此の間に於て平知事は關係部課長と協議を遂げ、遂に改築案を提出するに一決し追加議案作成を急いだのであつた。

十二月五日愈々改築案が提出され、知事の提案説明があつたが同日は上程に至らなかつたので何等質疑の機會もなかつた。

併し十二月十二日の上程日には議員も全員出席、傍聽席も満員の盛況で、知事の説明、前川庶務課長の豫算説明があつたが、前川庶務課長の説明が濟むと谷口鍬治郎議員は起つて左の如き要旨の質疑を試みた。

○七番(谷口鍬治郎君) (登壇) 要旨

縣廳舎改築案に關して二、三の事柄をお尋ねしたい、先づ第一に建築費について伺ひたい—總額實に百四十萬七千二百十圓といふ尨大な豫算であるが、本縣の財政が起債に次ぐ起債を以てせる今日、又縣民は負擔



の過重に苦んでゐる今日、全國府縣中の下から何番といふ小縣に於てかくの如き贅澤な廳舎は計畫が餘りに無暴ではないか、依つてかゝる計畫は遠慮なき意思はないかどうか。

次に建築の程度について伺ひたい——本廳舎は明治二十一年の竣工で私は新しいとは申さぬが、岡山縣の如きはそれより十三年も前の建築で満足して居る、數年前宏大なる建物の増築をやられたのであるが、これは當時猶本廳舎に命數が相當あるといふことを認めたのではないか、さうして廳員の大多數が新しい増築廳舎に居るのである。従つて本廳舎が假に震災で倒れてもその死傷は著しくないと思ふ、且つ縣民多數が家の下敷になつて縣の役人だけ満足に命を繋いでも、どこに縣廳の存在意義があるか。建増後三四年にしてこれを改築するといふことは朝令暮改も甚しい。又改築の理由の一に能率増進といふことが云々されてゐるが、一度腐つた酒は瓶を何回新しく取替へて見ても腐敗した酒の質は斷じて元に還らない、今廳舎を改築しても無能な廳員は斷じて有能とはならない、廳舎改築の及ばず能率増進の如きは全く末の末である、今回の廳舎改築案は縣民塗炭の苦しみを餘所に時期尙早の縣民多數の聲に耳を藉さず自己さへ華麗な殿堂に君臨すれば足れりとする官僚獨善の態度である、知事は縣民の聲を無視して自ら牧民官としての使命が果し得られると考へて居られるかどうか伺ひたい。

その次は地元寄附についてお尋ねしたい——縣は從來縣費支辨の諸施設に對し地元寄附を要求されて居るが、今回の縣廳舎改築の地元寄附の如く、二十ヶ年賦といふが如きものは今回が初めてであつて、かゝる寛大に過ぎた異例を認めらるゝといふことは餘りに偏頗、餘りに不公平で其の眞意那邊に在るやを疑はざるを得ない。又、群馬縣の如き六十七萬圓の工事費に對し三十萬圓の地元寄附を致して居る、然るに何故地元に對し半額程度の寄附を御要求されなかつたか、縣は最初から三十五萬圓といふ額を示して大津市へ交渉されたのであるか、又最初から年賦償還の方法を以て寄附を折衝されたのであるか、それとも貧弱なる大津市の財政状態に照し、窮餘の一策としてこの額、この方法を持出されたのであるか、殊に縣の名で起債されるごときは將來果して確實に回收が可能であるかどうかを疑はざるを得ない、その所見を伺つて置きたい、即ち寄附増額の意思なきや、寄附を一時に改むる意思なきやといふことである。

其の次は位置の問題についてお尋ねしたい——縣廳の位置に關しましては先般私の質問に對し知事は内務省の方針を楯に斷乎として現地改築を強調されたので、今更位置問題に關する質問を繰返すことは無駄であるかも知れませぬが、先般辻二番議員の質問に對して知事は滋賀縣知事はあくまで滋賀縣知事であると説明されたのである、従つてこゝに重ねて位置の問題を検討して再考を煩す次第である、そもそも本縣廳の位置が縣の西南端に偏在して居ることは明瞭なる事實であつて、敢て贅言を要しない、この位置の偏在の爲に縣民の多數が時間的にも、經濟的にも如何に不利不便を蒙つて居るかといふことも亦多言を要しない所である、一例を挙げれば、北端に位する伊香郡の各町村の吏員の縣廳への出弱旅費だけ計算して見ても縣廳が大津市に存在すると彦根に存在するによつて、一ヶ年五千圓の開きを見て居るのである、彦根町に於ては明治二十四年の縣廳移轉運動を繼承し再びこの宿命的運動を起し廣く縣下に正義の大旗を掲げて趣旨の徹底を期して居つたのでありますが、何れもこれに共鳴し既に本日神崎郡以北の町村長會に於て決議を以て陳情して居る事實がある、政府は庶政一新といふことを建前として府縣の廢合を企圖されて居るのであります、この際やがて滋賀縣の縣廳はなくなるといふことを豫想しなければならぬ、この府縣の廢合といふことには一顧も與



へられぬのはどうか、要するに縣廳の所在地が今日此處に決定して居る所以のものは四十五年前のこの正しい理論が暴力團の爲に壓迫されて、無理に此處に決定致して居るのである、こゝに四十五年前地下に埋れたる正論を呼戻して偏在を修正するの意思なきや、而かも彦根は改築に際し百萬圓の寄附を承認して居るのである然らば強いて改築の要あるならば縣民の負擔を免れしむるといふ一點からも移廳が最も効果的であると信するのであるが、知事は如何にお考へになつて居るか、縣財政とは恰も圓い盆の中から米を掬ひ上げて再び還元するに似たものであつて、盆の周圍から取上げた米を盆の中央に還元するのが最良の方法であるが、これを盆の隅にあけては半分も還元されない、年々人口が増して居るのに、獨り本縣のみ依然として七十萬縣民たることは、經濟と共に、京阪地方に人間が流出して居る結果であつて、縣百年の大計の上からあくまで私は移廳が妥當で滋賀縣の知事として再考さるゝ餘地が非常に在ると信するのである、もしこれなしと言はるゝならば平敏孝氏は滋賀縣知事にあらずして一個の大津市長であるといはざるを得ない。

最後に本案の取扱につきまして一應知事の所見を質して置きたい——知事はこの案がもし本議場に於て否決された場合に於ては原案執行も敢て辭せぬといふ信念を堅持されてゐるかどうかといふことを伺つて置きたい。又今回提案の綜合運動場が巷間傳はる所に依れば縣廳現地改築の鼻藥であるといはれて居る、これは全く國民體位の向上に資する尊い信念から提案されたものと信するが知事は巷間所傳の如く廳舎改築との不可分説を是認さるゝかどうか。

又知事はこの縣廳を今にして改築しなかつたならば縣廳の所謂位置問題が將來に續くのであるといふことを暗に示して居らるゝが、私はこれについて聊か意見を有して居る——何とならば四十五年前に移廳運動の起つ

たのは縣廳が建つて僅かに五年目であつたのである、紛争の禍根を絶つといふことは本末を顛倒したところの考へである、又この紛争を起したのは縣の役人が彦根へ来て近く縣廳を改築するについて移廳が適當であると彦根の連中を煽つた事實がある、これが今日の移廳運動なのである。然るにこれに對し内務大臣の指令なりとしてこれを彈壓せらるゝが如き實に私は餘りに傍若無人の態度であると斷ぜざるを得ない。

これに對し平知事は左の如く答辯した

○知事(平敏孝君) (登壇) 要旨

只今の七番議員谷口君の質問に對してお答へします。

第一に、建築費が老大ではないか又財政上に不安はないかといふ御質問がありますが、この計上致しました金額は決して老大ではないと信するのであります、他府縣の例を調査し尙廳員の増加致します將來の計畫を調べまして相當考究致しましてあの金額で以て適當と信じて居る次第であります。尙ほ財政上この時機が最も好都合と深く信じて居るのでありこれだけの起債を致しましてもこの起債の償還等につきましては一點不安がないといふことを申し上げたいと思ひます。

尙本廳舎の建築上から見たその程度であります。先程も申し上げました通り地震に對しては煉瓦造よりも木造の方が強いのでありまして煉瓦造といふものは非常に弱いといふことを御了承願ひたいのであります、四十年、五十年前に石灰モルタルで接合させたこの煉瓦は今日では風化して居つてたゞ煉瓦を積重ねたに過ぎないのであります、市街地建築物法から申しますと今日では建てられない建物を建て、居るのであります。それから能率増進のことについてですが、これは内容が勿論良くなければならないと思ひますが、外方も良



くなければ能率は増進しないと私は信じて居ります、又改築の必要ありや否やといふことですが今日一方に縣廳誘致論が起り一方に留置運動がある、これは改築の必要を認めて初めて起つて居る事だらうと私は思ふのであります。

次に地元寄附金増額の意思なきや、一時に納付せしむる意思なきや、これは御質問にありました通り、施設の種類に依りまして其の地元寄附をお願して居りまして、其の割合とか、納付の方法は自ら違ふのでありますが、私としましては他府縣の縣廳舎改築の實例に徴し尙ほ大津市の財政の實情をよく考究致しまして、かやうに致しますのが最も適當なりと信じて居ります。もし公の團體と公の團體とが公然の契約をして居ながらこれを守らないといふ時には、これは許すべきことではなく、適當なる方法により確實に守らせるといふことをこの席で申上げて置きます。

次に位置の問題であります、これは置縣以來既に四十年、五十年を經過して居る次第でありまして、未だ曾て府縣制布かれてから縣廳の位置を変更したといふ例を聞いて居ないのであります。本縣に於てもこれを許さないといふことは既に先日議場で申上げた通りであります。西南端に偏在して居るといふことは確かでありまして、併し奈良縣も、和歌山縣も北端に偏在して居るのであります、敢て偏在して居るからといふことだけの理由を以ちまして直ちに位置を変更するといふことは當然不可能であらうと思ひます。尙ほ本案取扱について知事の意見を問ふとかういふお話がありました、私は本案は滿場一致で御決議下さるものと固く信ずるものであります。否決されることを豫想して居りませぬ。

尙ほ綜合運動場の事につきましてお尋ねがありました、お尋ねの中にもありました通り、私は國策の立場から、尙ほ青年の體位向上の上から純眞な氣持でこれを提案して居るのでありまして、全く縣廳舎とは別個の問題であります。

尙今日この改築を斷行するに非ざれば將來縣政上憂慮に堪へないといふことを申上げたにつきましては四、五十年前に於ける移廳運動後この方四五十年間は斯様な問題は全くなかつた。然るに、この縣廳舎改築をめぐつて或は移廳論が起り留置運動が起り或は時機尙早論が起るといふことは縣政の圓滿を期する上から深憂に堪へないといふことを先程申上げたのであります、従つてかやうな問題は根本的にこの機會に於て解決するの要があると固く信じて居るのであります。

最後に移廳運動が縣廳員の煽動に基くが如き御意見を拜聴したのであります、私は誘致運動にしても、留置運動にしてもこれは地元民の熱誠なる愛郷心の現れであると深く敬意を表して居るのである。この誘致運動が縣廳員の煽動に基くといふことはこれは豫想だもせぬことでありまして、かゝる淺薄なる誘致運動ではなからうと固く信じて居ります。左様な事實は斷じてないと固く信じて居ります。

尙ほ一寸前後しましたが、府縣の廢合があるが如きお尋ねでありましたが私は未だ府縣の廢合が立案され調査されてゐるとは聞いてゐないのであつて、これは恐らく府縣の統合との間違ひじやないかと思ひます、現在東北廳の實現を見んとしてゐますが、その東北方面の福島縣に於ても縣廳の改築案を先日可決して居るのを見ても縣廳の廢止されるとかいふことは現在のところ豫想もして居ない所であります。

以上の知事の答辯に對し谷口議員は一、二辯駁を行つたが、次で、矢尾喜三郎議員が大要次の如き質問演説を行



つた。

○六番(矢尾喜三郎君) (登壇) 要旨

私は縣廳舎改築其の他の問題に付て二、三質問をしたいと思ひます。

今日縣財政の窮迫せる時に於て、一切の縣民に過重なる負擔を掛けるが如き尤大なる豫算を有つところの縣廳舎の改築は不可なりといふ谷口議員の質問でありました、併し私は考を異にしてゐる、この縣廳舎の改築によつて全縣民に百四十餘萬圓の負擔を掛けることになりますけれど乍併、この負擔の掛け方如何によつては少しも私は一切の大衆にこれが負擔は掛つて居るものであると考へないのであります。さういふ立場から私縣當局がどういふ考へを持つて居られるかといふことを承りたいと思ふのであります。

次に谷口さんは廳舎改築に依つて七百の縣吏員を救ひ、一切の縣民を犠牲にするのかといふお考へを述べられたのでありますけれども、七十萬縣民一切の利害といふものは總て縣廳の中に納つて居るのであります、この福利増進の爲にも斷じてこの縣廳舎は潰してはならぬといふ意向を持つて居ります。

次にこの地元寄附金の問題について、私は大津の負擔金三十五萬圓が重いやうに思つてゐる、一方に於て全縣民の負擔輕減が叫ばれて居る時に於て谷口議員の言を以てすれば、大津市は除外されて居るのである。大津市七萬の市民もやはり縣民である。縣民としては一文でも負擔を軽くして欲しいといふことは同じ立場に在るのであります。出來ないやうな相談を持掛けるならば二百萬圓でも三百萬圓でも大津市で出すといへますけれども、實際問題として實際に出すといふ立場からするならば百萬圓、二百萬圓の金といふものは出來ないのであります。返すのは二十一ヶ年ですけれども出すのは三年間に出すのである。

又位置問題につきまして斷じて左側に寄つては居らない、圓いもの、真中といふものは分らない、伊香郡の端から大津へ來るのに出張旅費が澤山要るといふが、彦根に持つて行つたら、滋賀高島の奥に居る人が又困るのであります、かやうな言辭に惑はされずして縣當局は斷乎として邁進するやうにせられたいと思ひます。次に辻與太郎議員は起つて左の如き質問を行つた。

○二番(辻與太郎君) (登壇) 要旨

私は只今上程になつて居ります縣廳舎の改築問題について知事の責任ある答辯を煩したいと思ふ。

先づ本年正副縣會議長及參事會員が他府縣の廳舎を視察したのであるが、視察後の相談ではいよいよ改築に當つてはもう一度參事會員に相談をされることを豫期もし或る意味に於ては約束して居つたのである、然るに現長官は赴任以來日も浅いといつて置き乍ら殆んど開打のやうに今日この提案をされた、知事その人は變つて居られるが、この責任はどう取計ふお考へであるか。

○知事(平敏孝君) (登壇)

私がこの案を出す前に參事會に相談せなかつた、暗打的に出したといふ御質問でありましたが、元來この縣廳舎改築の事は前知事から引繼を受けて居ります、さうして、昨年の縣會に於ても本廳舎は老朽にして危険なりと思料するを以て縣は速に改築の方策を立てられたといふ御質問があり、縣はよく調査して善處するといふことを答辯したといふことであつたのであります、又參事會員等の視察の結果改築の要切なるものがあるといふことを認められまして、財源の見透しが付けば直ちに着手しる、建物は質實剛健を旨として相當



大規模の廳舎を建築するやうにといふ復命があつたといふことを私は承つて居るのであります。

尙現廳舎の耐久力その他につきまして調査する必要がありましたので、先日の議場でお話がありました通り京都帝國大學の教授に依頼を致しましたが、調査の結果はこの建築は外國直寫の模倣の建物であつて地震の多い本邦には適しない、又現在の建築物法にも適合するものでないといふのでありまして改築の要を認めて居るのであります。それについて參事會と左様な豫約があつたかどうかといふことは私聞いてないのであります。勿論參事會に御協議する邊があれば參事會に御協議してもよかつたのであります。非常に勉強したつもりであります。本案を當初豫算に組むまでに至らなかつたのでありまして、漸く追加豫算で御審議願ふやうな事になつたのであります。併し、先月二十六日多分八番議員大橋君の質問に對してであつたと思ひますが、これは鋭意研究して居るから適當の機會に於て各位に御審議願ふつもりであるといふことを申上げて居ります。従つて決して暗打的とか或は參事會を無視したとかいふつもりでは毛頭ないのであります。

次で辻議員は反問と呼んで質疑の許可を求めたが議長は必要なしとてこれを許さず、一旦休憩の後、午後三時五十分再開、議長は辻議員に議案關係の分だけ反問を許し辻議員は再び參事會の申合内容を説明したが知事は「それは參事會の決議でなくて調査員の行動であらうと思ふ、且つ、かうした重大問題は寧ろ本會議に掛けて嚴正公平なる縣民の輿論を聞くのが最も立憲的である旨」を答辯した。

次で植村議員登壇、大要左の如き質問を行つた。

○三十番(植村善三君) (登壇) 要旨

(前略) (最初の質問は綜合運動場についてなるを以て省略す)

次にお尋ねしたい事は縣廳舎の改築案であります。

昨年この縣會に於きまして産業會館建設案が上程されました當時、我々は縣聯の内容から致しまして二十萬圓の資金を固定せしむるといふことは甚だ憂慮に堪へぬといふ意味から反對致しましたが、とにかく多數の力によつて可決されました、其の案は終に或は縣聯の内容自體に於て色々手續上の欠陥があるでせうがこの縣廳改築案といふ問題のために、彦根に於ては縣廳誘致運動が起り、それに禍されて遂に敷地を買収し、これを敷地として愈々建築に取掛らんとした折柄、豫算執行不能となりましたことは、これは公知の事實であります。今後に於ても、あらゆる縣政を執行する場合に或は大津對彦根といふ問題に於て感情の疎隔を來し或は意思の疎通を缺くといふ點を考へました時に於て、私は他の理由は兎にかくとして、一日も早く縣廳改築案については何れかにお決めることが最も必要であると考へて居る一人であります。それで私はこの議案を慎重審議致します上に參考となるべき資料を御提出願ひたいと考へます。その一は本縣の財政状態であります。この際に現在に於ける全國各府縣の平均起債額は幾らであるか、又これに伴ふ年次償還は幾らであるか、又本縣の現在に於ける起債額等をお示し願ひたいと考へます、これは可成ならば書類に依つて御提出願ひたい。

次にこの縣廳改築案に伴ふ最近の各府縣に於ける地元負擔金であります。これ等の事が御調査出來て居りましたならば全議員に對してお示し願ひたいと思ひます。群馬縣に於ては約半額の寄附をして居るといはれまして乍併他の府縣では殆んど一割又は一割五分といふ位のものであります、これ等の點についてかやうな論議が起りました以上縣に於てこれを明細に書面に依つてお示し願ひたい。



それから次に現廳舎が狹隘であり又腐朽して居るその程度であります。これは先程知事から縷々御説明がありましたので、大體判りましたが、尙今回京大の坂工學博士によつて打診されました報告書であります。さういふものをお示し願ひたい。

私は天災の場合に危険であるといふことは極めて末節の議論であつて、やはり縣廳は一面に於て華麗な偉容を整へ、一面に於ては堅牢清潔、又事務の能率を上げることが根本議と考へますので、さういふことの參考資料として報告書を御提出願ひたいと存じます。この問題の論議において、私は縣廳の模様を見ましたが、一階の方の廊下などは晝猶暗く夜の如き感じがします、又非常な龜裂が這入つて居り、又増築された部屋も各課の配置が洵に亂雑であります爲に能率の上に於ても遺憾に考へて居ります。目下御承知の通り低利時代でありまして起債に非常に有利であり物價が漸次昂騰の道程を辿つて居り、この時に建築の如き事業をやることは最も適當なりと考へて居る次第であります。

#### ○參與二番(地方事務官前川鬼子男君)

三十番議員より本改築案審議の參考に資すべき材料として縣の財政狀況、竝に各府縣に於きますところの改築の場合に於ける地元負擔金の比例、或は廳舎の腐朽程度を御質問でありました。此處に材料もございませうけれども、書面を以て提出せよといふ御要求でありますから左様に致したいと思ひます。

次で信正義雄議員起つて左の如く質問した。

#### ○十五番(信正義雄君) (登壇) 要旨

本件は重要な議案でありますから可否何れに決するとも、縣民等しく納得し得るだけの相當なる理由を辿

り、其の事實を示し、これを明瞭にする必要ありと信する次第であります。

この故に以下數項に亘つてお尋ねせんとするのでありますが、能ふ限り親切丁寧に、さうして率直に御答辯あらんことをお祈りして止みませぬ。

第一に、縣は本案を提出するに當り餘り權謀術數、政略を逞しくした嫌なきや否や、その一つは本案が餘りに突如として提案せられたといふことである。先程承つて居れば當議場に於てそれを仄めかしたかの如き御口吻があつたのであるが、私の聴き誤りであつたかも知れぬが當期縣會にこれを御提案になるものとは承はることが出来なかつたのであります。何故抜打的に提案せられたのであるか。

第二に、本案を提出するに當りまして、彦根に於ける綜合運動場の建設、八幡商業學校の學級増加に伴ふ建築この議案を三つ同時にお出しになつたところに解し難い點があるのであります。もし眞に縣に於て綜合運動場建設並に學級増加の要ありとの固き信念があるならば何が故に當初豫算に織込んで居らなかつたのであるかもしこれ等の議案を一緒にして出す時には各相牽制し合つて全部の通過容易なりとするお考へからお出しになつたものとなりますならば餘りにも縣會を愚弄してゐるといふ議は免れまい、又咄嗟に必要なりとせられたものならば餘りにもそのお考へ方が心もとない感じがするのであります。この三つものを同時にお出しになつたのは一つの權謀術數ではないかといふ疑を有つて居るのであります。

又この議案をお出しになる以前に於て一派の者と相謀り一黨一派の者にはそれを御指示になつて御提案になつたとの説がありますがこの點如何でありますか。

次に大津市に對する寄附要求の點に付てであります。



予めお断り申上げて置きたいと思ふのでありますが、私は一面に於て市會議員、一面に於て縣會議員、しかし大義名分は幾分心得て居るつもりであります。私は市會に於てこの寄附問題を審議するに當りましては一言半句も文句を附けて居ないのであります、併し寄附を取る側になつて論議すれば一言申上げなければならぬのであります、大津市に於ける市債は元金のみにて三百五十三萬三千三十一圓市民一戸當り負擔額二百四十八圓十九錢一人當り負擔額四十八圓二錢これを元利合計に於て計算致しますならば合計額五百九萬四千四百八十六圓市民一戸當り負擔額三百五十七圓八十八錢一人當り負擔額六十九圓二十六錢となつて居る、これと對比しまして、縣の方の負擔額或は間違つて居るかも知れませぬが、全額に於て千三百萬七千圓、縣民一戸當り八十六圓六錢三厘、一人當り十八圓ながし元利合計金千七百五十六萬九千圓、一戸當り百六十二圓四十九錢一人當り二十四圓六十九錢四厘、この様に大津市の負擔額と縣民の負擔額とに非常に開きがある。大津市民は市民としての負擔額を持ち更に縣民としての負擔額を持つことゝなる。財政かくの如く決して裕かでないのであります、この裕かでない大津市に三十五萬圓の寄附を御申出でになつたことは他府縣との比例をお取りになつたといふことを聞いて居りますが、少くとも重きに失はしないかといふことをさへ思はれるのであります。

次に新築致します建物に付てお尋ね致したい、縣は改築案をお出しになるについて向ふ何年間を見透して設計をせられたのであります。尚ほ設計の内容をお知らせ願ひたいと存するのであります。更にこの設計は何人になさしめたのであるか。左様な點をお伺ひしたい。

○知事(平敏孝君) (登壇) 要旨

只今の十五番議員信正氏の御質問にお答へ致します。

第一の御質問は本案の提出について權謀術數政略を用ゐたのではないかとかういふ御質問でありました、私は左様な權謀術數、政略を用ゐたのでもありません、心からこの縣治の向上發展を期し、縣民の福利増進を圖る上に於てはこの際この縣廳の改築をしてさうしてこの將來、四、五十年の間かやうな問題を再び惹起させないやうにといふことを痛感致して十分熟慮致しまして提案致しました次第であります。只今餘りに秘密主義でないかとの御質問でありますから斯様な重大問題でありますから一言も外部の人については相談をしませんで豫算査定の時もこの問題については關心を有して居つたのであります、この問題は問題として十分検討し、さうして出したと思つて居つたのであります。餘りに突如としてだといふ話であります、先刻も申上げました通り多分先月二十六日であつたと思ひますが、御質問がありまして、これは鋭意調査研究中である、併し適當な機會には皆さんに御審議願はなければならぬかも知れぬと私は間に合へばこの通常縣會に追加豫算として出したといふ氣持でありましたから左様に申上げたのであります。當時の新聞紙上等を見ましても、其の機切迫して居ることを皆さんも御認識して下さつて居るものと固く信じて居つたのであります。唯斯様にせば何故臨時縣會を開いてしなかつたかといふことについては斯様な問題を解決するのは一日でも早い方がよい、通常縣會に間に合へば出したと思ひましたから、適當な機會に御審議願ひたいといふことをこの席上で申上げたのであります。

尚ほ圓滿を期する上に於て各派の者に相談して協力一致して提案する方が自治制の常道ではないかとかういふ風な御質問でありました。成程、問題によりましては左様に致すことが非常に自治制の上から圓滿協調を



遂げまして自治刷新の上に於て適當なる方法でありますが、かやうな縣勢を二分致しまして對立抗争致しするやうな問題については、これは私の獨斷かも知れませぬが、私、知事として一身上の責任を以てこれを解決するのが最妥當な方法、最善の方法なりと固く信じて御相談しなかつたのであります。豫め諮ればそれが漏れて對立抗争を激化する惧があるといふことを充分認識致しましたからこれをお諮りしなかつたのであつて、私はやはり斯様な問題は豫め御相談申上げなかつたのがよかつたと今でも感じて居ります。たゞ俄かに議決せしむるための操縦策かといふ御質問でありましたが、既に五日に提案致しまして十分御熟讀願つて居る次第であります。或は會期を三分の二経過したといふやうなお感じがあるかも知れませぬが、再開したのが二十四日だと思ひます、それから十日を経ちましたので本當の議案審議期間から申すとその半ばに達して居る頃であります。その當時はまだ外の議案も相當幅濶して居つたやうに思つて居つたやうに思つて居るのであります、私は左様な權謀術數を用ゐて操縦策として追加豫算として出したのではありませぬ。かやうな議案を出すについてはやはり相當の手續が要るのであります。例へば大津市の問題にしても大津市會で議決して參りませぬ以上はこの議案を提出することは出來ないのであります。例へば大津市の問題にしても大津市會で附採納願ひが出ますと同時に、問髪を入れずに直ちに議長の手許へ提出したつもりであります。尙ほ彦根のは合運動場及び八幡商業學校の學級増加につきましても、これ綜提案の際に御説明申上げました通り當初豫算に計上するには間に合はなかつた、間に合はなかつたと申しますのは八幡商業學校の方は相當未解決の問題がありましたのでこれを解決するに至らなかつた、彦根の綜合運動場についても五萬圓以上の寄附はどうかして出來ないといふ話であつたのであります、併し色々交渉の結果七萬圓で折合ふこととなり不足の分

は起債を以て計上したやうな次第であります、左様な次第でどうしても通常豫算の計上に間に合はなかつた、決してその間に權謀術數を用ひたことは毫もないといふことをこの席上から斷言して置きたいと思ひます。尙議案提出前一黨一派の者に相談したことがあるといふやうな御質問でありました。新聞紙上にも左様な事が傳へられて居りますが左様な事實は毫頭ないのであります。

大津市に對する寄附要求の點についてありますが、これは先程申上げました通り、前知事よりの引繼の内容大津市の財政状態を考慮致しまして、本議案に計上致してあるやうに交渉しました所、大津市の快諾を得たので、同市の財政状態洵に同情すべき點があることを承知して居りますから、二十一年賦を以て寄附願ふことにして居るのであります。

尙縣廳舎は改築を致します以上鐵筋コンクリートを以てやります、従つて木造家屋と違つて俄かに増築案は出來ないと思ひますから其の設計の内容については十分検討致して居る次第であります。向ふ何箇年間の見込みであるかといふお話ではありますが、私として大體半世紀、五十年間は増築案の必要がないと考へて居ります。尙設計の内容、詳細については他の參與から答辯します。

○參與二番(地方事務官 前川鬼子男君)  
新廳舎の設計内容について御質問でございますが、相當廣汎に亘りますので書面を以てお答致したいと思ひます。

○十八番(梅井孫三郎君) 〓要旨〓

(前略)

第二 縣會に於ける論議の詳細



更に又大津市の三十五萬圓の寄附といふことは額に於て甚だ私共澤山であることを感謝致しますけれども、其の償還方法につきましては二十ヶ年々賦であります。只今十五番議員より申されたところの借金は現在に於ける七萬市民の負擔額であります、この大津市が將來發展せざるものならば、七萬市民に於て二十年間に拂はなければならぬのであります。併しこの大津市が二十萬、三十萬の人口になりました時にはその負擔額といふものは極めて少くなるのであります。故に今十萬、十五萬大津市の寄附を増額せられたところ、五圓と致しまして約年に一萬圓であります。將來この大津市が年一萬圓の増額で以て私倒れるとは存じませぬ、益々大津市が發展するといふことを前提として五十萬圓ぐらゐの寄附を要求せられるといふことが本當ではないかと思ふのであります、當局の御所見を承はりたいと思ひます。

## ○四番(富居多吉君)

II 要旨 II

先刻來より色々質疑應答がありまして大體疑問が晴れたのであります。併しこの重要議案に對しまして聊かの疑念もないやうに致したいといふ意味に於て一、二お尋ね致したいと思ふのであります。

本廳舎の建築を決定するには先刻來三十番議員も申されたやうに、建物自體腐朽の極に達して寸時も等閑に附することを許さない現況に在るか否か最も先決問題であらうと私は思ふのであります。聞きますところによりますると、曩に縣は専門家を聘せられてこの廳舎のいはゆる壽命を打診されたといふことを聞いて居りますのでこの結果を三十番議員同様一つ御報告願ひたい。單に抽象的に改築の時期に到達して居るのであるといふことだけでは縣民は到底首肯することが出来なからうと私は信じて居るのであります。

而してこれが建築費の殆んど總額を起債と運用金と地元寄附金に仰ぐとかういふやうなことで何等用意が出

來て居ないかといふ無準備なまゝで提出するといふことは、どうであらうかと思ふのであります。縣は地方町村に對して緊急缺くことの出来ない事業の外絶対に重大な豫算を戒めて居られる、其の縣當局の指導精神に反するのではなからうかと思はれるやうな事業を縣自ら執行されるといふことは餘りにも矛盾の甚しいものではないかと思ふのであります。殊に劃期的な政府の税制改革の爲に縣財政の見透しがかつかないといふことを先にも仰言つて居る、いつぞ、これは縣財政の見透かしといふものが附いてからやるべきものではないかと思ふのであります。曾て伊藤知事が本廳舎の増築工事をせられました時の説明によりますと本工事は現在のこの本館の建物と壽命を同じくするとかういふやうな説明であつたのであります。それが建増工事をせられてから僅かに數年しかならぬのに、この建増工事をせられたものが、この本館と同じやうな壽命になつて居るが、この廳舎の壽命といふことについて私共疑問をもつものであります。先づ民力を涵養し擔稅力を殖して然る後にこの建築をするといふことにしても遅くはなからうと私は考へるのであります。知事は縣政の中心點であるところの縣廳舎の建物が古くて狭少で事務の能率が舉らないと仰しやるが、乍併、國政の中心でありますところの本省に於ては成程各省のうち二、三新築されたものもありますが、大藏省の如きはバラツク内に非常時財政を司つて居られるのであります。さうして能率を擧げて居られるのであります、この點より考へますれば本縣の役人はこの點に缺くところがないかと思ふのであります。其の設備或はその施設等については最も合理的、且つ能率的にしなければならぬと思ふのであります。役人の能率増進といふことは廳舎の新築といふことで蒙ふことは出来ない、これはどうしても献身的且つ犠牲的奉公心、燃ゆるやうな奉公心、この努力に俟つものでなからうかと思ふのであります。但當局の所見をお尋ねしたいと



思ふのであります。縣廳舎改築につきましては時期の問題で、早晚來るべき問題とは私も信じて居ります。唯併し準備もせず不用意の裡に敢行するといふことは縣民が首肯しないこれは先程申述べた通りであります。が、今日よりこれを相當準備致して置いて或は準備積立と申しませうか、本縣財政の頃合を見計つて行つても遅くない、寧ろさうすることが穩健的ではなからうかと思ふのであります。

近き將來に於て何れやらねばならぬものとするならば寧ろ將來物價高の惧れがあり又低金利のこの時に於て決行するがよいではないかといふやうな話でしたが、それは既に準備を有してさうして待機の姿勢に在るものゝ場合に於てこそ結構であらうと思ひますが、左様な準備の整つて居らない時に於てはさういふやうなことは言ひ得ない、今日農山漁村の疲弊困憊を餘所事にして中商工業者の惱んでゐる姿に何等考慮を拂はずしてこのやうな不生産的なまだ辛抱出來る事業をやるといふことは徒らに不平不満の聲を高め納税思想上に非常なる悪影響を及ぼさないかといふことを心配するのであります。殊に先程もお話がありました。が、地元寄附金等に於て今日の縣の事業は大體寄附金を完納して初めて着手するといふことになつて居るといふことは先刻來お話の通りであります、この鐵則が今回に限つて違ふ取扱をされて居るのはどういふわけか將來地元市に於てこれは不祥な申分でありますが、どういふ災害が起らないとも限らない、或は財政上どういふ異變が起らぬとも限りませぬ、これは何人も保證することは出來ぬと思ひますが、これに對して大體寄附金の強制徴收の途があるかといふことをお尋ね致します、政府は來年度豫算に於きまして、劃期的大増税を敢行されます、それに依りまして、生活の安定を缺いて居りますところの中小農商工及無産大衆層救済のために懸命の努力を拂つて居る時に於きまして、殊に本縣としては匡救事業が打切られてその善後始

末さへまだ十分について居らぬ時でありますから、これをこの際行ふといふことは更にもう一つ御配慮を煩したいと思ふ、又これに對するところの當局のお考へをお聴き申上げたのであります。要するに各角度から眺めて見ましても成程これは一日も放つて置くわけにはいかないといふことの見透しがどうしてもつかないわけでありますが、先にも申上げましたやうに、この老なる豫算、縣廳舎改築といふことについては縣民として非常な關心を持つて居る次第でありますから、縣民が全部納得の行くやうに御説明を願ひたいと存じます。

### ○知事(平敏孝君) 要旨

大體御質問の趣旨は先程の質問者にお答へしたことで盡きて居るとは思ひますが、又或は見解を異にした御意見の相違とも申上げてよいものもあると思ひますので申上げます。御質問者は勸業豫算に冷淡ではないかといふやうな御質問であります。これは民力を涵養するといふことが一番縣民の福利増進上必要であるといふことはもう疑のないところであります。この勸業豫算なるものは補助金を増額し、又その獎勵事業を起すのみが私は勸業事業でないと思つて居ります、只今農山漁村の經濟更生について色々お話がありました。これは寧ろかういふやうな補助金政策、或は獎勵政策よりも自力更生といふことこそ本當に農山漁村を更生させるものではないかと思つて居るのであります、この勸業豫算を本年計上し得なかつたといふ理由はこれは經濟部長からも屢々申上げて居りますやうに、この勸業豫算は主として恒久財源を必要とする、恒久財源を必要とする事は今日この負擔を増加せずしては出來ないのであります、この豫算は御承知の通り一文も縣民の負擔に於ては増加してありませぬ、かゝる恒久財源を要する事業は恒久財源を得て初めて出來るのであ



りまして、來年地方税制の改革でもありまして、そこに適當な恒久財源を得、又交付金等を得ることが出來ますればそれを以て相當勸業豫算に必要な費目を計上することが出來るのではないかと考へて居るのであります。尙ほ起債に關してですが、これは今日迄屢々起債については不安がないといふことは申上げて居ると思ひます。重複を避けたいのであります、たゞ大藏省はまたバラツクでゐるではないかといふお話でありましたが、これは立派な計畫があるのであります、唯營繕管財局は大藏大臣が管理して居ります關係からして、既に建てることになつて居るが、豫算の關係でまだ出來てゐないのであります、その計畫はあの復興計畫を致しました時分に、既に立派に出來て居るのであります、豫算に計上してありませぬけれども、ちやんと出來てを、たゞ計上されてないだけであります、これは他の改築は先づ先といふので、文部省、内務省、警視廳を先にやりましたが、着々あの震災で破壊された官廳の復興工事は進行して居るのであります。

それから地元寄附金と工事の着手關係であります、成程地元寄附金が納まるまで、工事に着手しないとこれは縣内の町村その他縣の營造物についてもかういふことに致して居ります、併しこの縣廳の改築につきましては先程も申上げました通り、縣内の他の工事は一寸例がないのであります、又寄附金の強制徴収があるかとかういふお尋ねであります、寄附金に對しては強制徴収の方法はありません、併し市町村が縣と契約したその寄附金を納付せないといふ時には私は已むを得ず縣も市町村に對する補助金、獎勵金等も暫らく留保するといふことも已むを得ないことであらう、或は相殺してこれが決済を附けるといふこともこれは甚だ穩な手段ではないかも存じませぬが、不誠實な者に對しては左様な制裁を以て私臨んでもよいものである

と考へて居ります。

### ○五番(奥村和三郎君)

只今上程せられて居ります議第三十一號乃至三十七號の追加議案は、重大なる問題なるが故に、今後慎重審議を要するものと認めまするによつて、第一讀會に於て議長指名の七名の特別委員を設けられて附託されんことの動議を提出致します(「賛成」ノ聲起ル)

### ○議長(佐野真次郎君)

議長指名の七名の特別委員を設けましてこれに附記することの動議が出ました、御異議ありませんか(「異議なし」ノ聲起ル)御異議がないやうでありますから左様に致します、それでは特別委員の指名を致します。

四番富居多吉君、十一番井上昇君、十三番長野重右エ門君、十四番別所喜一郎君、廿一番石田與太郎君、二十三番上原茂次君、二十七番横山増右衛門君、この七名に御依頼致して御審議願ひます、この只今指名致しました特別委員は散會後直ちに議長室にお集り下さらんことを希望致します、今日はこれにて議事を閉ぢます、……………今日はこれにて散會(時に午後五時十三分)

斯くて上程第一日の議事は終つたが、特別委員長は互選の結果富居多吉氏當選し、其の第一回委員會は十四日午前十一時から開催された。爾後、數回の委員會を開き、十二月十六日會期満了の日に本會議に上程されることゝなつたが、終に當日午後十一時に至るも、議事に上すに至らず、依つて知事は府縣制第五十條の規定に依り會期延長を行つた。斯くて議長は十七日は午前零時より開會を通告したが、午前二時四十五分に至り開議を見るに至つた。其の議事の内容は要左の如くである。



○午前二時四十五分開議

○議長(佐野真次郎君)

開會致します、此場合諸君にお諮り致します、昨日までの御決議中議長に一任を受けました數字の處理に當りまして法令の結果議長限りに於て處理困難のものもあります、依つて是等は何れも縣參事會に附議して縣會の代決を願ふとの御意見と認めまして左様取計ひたいと存じますが御異議ございませぬか(「異議なし」ノ聲起ル)

○議長(佐野真次郎君)御異議ございませぬか

(「異議なし」ノ聲起ル)

○議長(佐野真次郎君)

御異議ないやうでありますから左様に致します、日程に入ります、曩に委員に附託になつて居ります追加議案を一括して上程致します、第一讀會を開きます

○四番(富居多吉君) 第二讀會に移られんことを希望致します

(「異議なし」ト呼ぶ者アリ)

○七番(谷口鏡治郎君) 第一讀會に於て委員長の報告願ひます

○議長(佐野真次郎君) 委員長は何うです

○四番(富居多吉君) 委員長は修正意見がありますから二讀會でやります

○議長(佐野真次郎君) 修正意見は二讀會で願ひます、若し一讀會に於て廢案の意見でもありましたら此際――

○七番(谷口鏡治郎君) (登壇) (拍手起る) 要旨

正に午前三時、管々しき事を申上げて居りますと此方が眠氣を催しますから簡単に反對意見を申上げます追加議案中の縣廳舎改築案に付て、先づ私は廢案を提議したのであります、其の理由に致しましては改築費の額に付て申上げるならば、人口僅かに七十一萬餘の小縣が、如何に將來の膨脹を豫想すると雖も、百五十萬圓に近い巨額を投じて財政窮迫の今日、而も地元寄附に異例の小策を弄して斷行さるゝ如きは實に思はざるも甚しきものでありまして洵に遺憾に堪へぬのであります、最近改築した先進府縣に徴するも本縣以上の經費を投げる府縣は新潟、愛知、福島、廣島の四縣にして本縣の如き小つほけな知事一年生を以て毎回御務めになつて居る所の小縣に於ては斯くの如く巨大な費用を投じた所は一縣もないのであります、徳島、鹿兒島、大分、宮崎、愛媛、高知、和歌山、静岡、岐阜、山梨、富山、群馬、茨城、宮城、佐賀等悉く本縣以下でありまして、就中高知の如きは僅かに工費五十萬圓餘で建築を致して居るのであります、群馬の六十萬圓、或は七十萬圓台と致しましては大分、宮崎、八十萬圓台としては徳島、佐賀を數へるの實情に照しまして如何に本縣の夫れが贅澤で、職過ぎて居ると茲に申して私は差支ないと思ふのであります

次は現廳舎の程度に關しても亦聊か見方を異にして居るものであります、即ち明治十九年の建築にして茲に五十年の歳月を経たりと雖も、毫も危険を感じる程度の腐朽荒廢をして居らぬ事は日夕廳舎に接せる私共の觀察こそ最も正しきものであつて、改築促進を望む當局に請はれてなしたる御用的、瞬間的打診の如きは全く一顧の價ひなき反古に過ぎないと思ふのであります、假りに彼の坂博士の診斷其のまゝを是認すると致しましても、縣廳所在地の木造家屋が一部倒壊する時に於て、始めて危険を感じるものであつて、彼の關東大



震災の如き未曾有の震災に於ける東京市の倒壊家屋は一體何れ丈けであつたか、漸く全戸数の五分に過ぎなかつたのである。斯くの如き大震災が度々繰返さるゝと云ふ事は斷じて考へられぬのでありますが、假りに度々繰返されても、關東大震災程度では現應舎は倒壊せぬと云ふ結論に到達すると云ふ事が是が坂博士の打診書をそのまゝ引用して足るのである。今私が程度問題から反對する所以は即ち茲にあるのである。又三、四年前廣大なる建増しをした、此附屬應舎をも本館と共に取壊すと云ふ事は、縣民の負擔を餘りにも浪費すると言はざるを得ないのであります、改築に伴ふ通風、採光の結果が廳員の能率を増進する事に寄與する事大であると云ふ事を申されて居りますが、先般も申しました如く廳員の能率増進は賞罰を明かにして、有能者を拔擢し、無能惡棘の徒輩を葬る勸善懲惡の人事行政の徹底を期する事が最も近道であるといふ事を斷定して憚らぬのであります、通風、採光の如きが及ぼす影響は極めて僅少で、取るに足らぬ屁理窟であるといひたいのであります、其他地元寄附の額、其の方法或は位置の不適當等數へ來るならば反對理由は枚舉に違がないのであります、此經濟界の不振、險惡なる世相の爲に今や塗炭の苦しみに喘ぐ七十萬縣民の利益を蹂躪し、自ら輪輿の美を誇る華麗なる殿堂に君臨すれば足れりとする官僚獨善の暴君的態度以外何ものでもないのである。斯くの如き暴計には斷乎として反對するのである。又議員諸君に於かれては三十日間聲を噉らして農村の窮乏を慰へ、商工業者の苦惱を絶叫し、口に官僚獨善を痛撃し口に所謂僅かな三萬圓や五萬圓の税金が高いと言つて引下げたじやないか、又僅か五萬や十萬の歳入缺陷に對して十八番の如きは何うすると言うたじやないか、斯くの如き歳入缺陷の爲に多大なる考慮を拂はれて居る所の議員諸君が百五十萬圓を鵜飲みにすると云ふ事は一體何事か、即ち一錢を惜んで百圓を惜まざる所の一つの精神の平衡を缺いたものであつて、精神病者の如きものである(拍手起ル)

○議長(佐野真次郎君)お静かに！

○七番(谷口鏡次郎君)(續) 幸ひ滋賀縣には水口病院と云ふ精神病院があるから滋賀縣の縣會議員にして斯くの如き暴案に賛成する議員は悉く其の縣立代用病院の水口病院に行つて貰ひたいと思ふ。――

縣廳舎に對しましては私共は此意味に於て反對である。一體三十日間何をやつたのであるか、一錢、二錢のあの一厘か二厘の炭の検査料さへ何とかかんとか言つて引下げてゐる、此貧弱な状態ではないか、さうして百五十萬圓を鵜飲みにするといふ事は何事じや、一體どうじや、選舉民に何を以て見える考へか、而も夫れが、午前三時である、將に正月の來らんとする此猫の手も借りたい此師走のさ中に於て午前三時まで審議を致しまして、此結果が縣民の福利増進に寄與する所か、却つて蹂躪して百五十萬の巨費を鵜飲みにして官吏だけを此華麗の殿堂に收めやうといふが如きは、實に私は縣會議員としての資格は何處にあると言ひたいのである(拍手起ル)

○議長(佐野真次郎君) お静かに！

○七番(谷口鏡次郎君)(續) 恐らく斯様な人は再び當縣會議場には三年後には御出でになるまいと存じますけれども、さういふ意味に於て斯う云ふ縣廳改築案に伴ひます所の、所謂歳入出議案一切の廢案を茲に動議として提出する次第であります、まだ申上げたい事は澤山ありますけれども是は又明年の縣會にでも譲つて置きます

(發言者多く議場騒然)



○二十二番(寺嶋傳吉君)(登壇) 本員は只今七番議員の廳舎建案に對する廢案に賛成するものであります(拍手) 先づ本建築物は諸君も御承知の通り中井弘知事が即ち工部大輔でありました時に、歐米諸國を漫遊し、以て文化の粹を集めて東海道一流の最も堅牢にして文化の中心と言はるゝ所の建物を建てたのであります、所が其の後恐れ多くも 明治陛下の御臨幸を忝うし尙 大正陛下 皇太子に在す時に再び此の名譽をかち得て居るのでございます、之に對して知事は愛惜の念禁する能はずと申して居られるのであります、滋賀縣民共に俱に此の廳舎に對しましては愛惜の念禁する能はないのであります、然るにも拘らず此の未だ壽命十分なる建物を取壊すといふ事は滋賀縣民の精神の上に於きまして如何なる状態を來すでありませうか、尙此の廳舎改築に對して罹災救助基金を以て起債の財源として居られるのであります、知事の御説明に依りますと、若し不時の災禍に遭はんか、六百の廳員の生命を憂慮してと申して居られます、併し乍ら此の罹災救助基金なるものは一度此の縣下に於きまして、大災害を受けた時に縣民を救ふ所の此の罹災救助基金を長期の貸付をなし以て、其の場合に如何に縣民の罹災救助をなさんと致されるお考へでありますか、斯様な考へは即ち廳員のみを知つて縣下に於ける所の縣民を知らざるものと言はなければならぬのであります(拍手起ル)

○議長(佐野真次郎君) お静かに――

○二十三番(寺嶋傳吉君)(續) 尙今期縣會に於きまして、先程七番議員の申されましたやうに、口を揃へて窮乏せる所の農村を如何にして救ふか、所謂疲弊困憊に陥つて居る所の中小商工業者をして如何に救ふか、といふ論議が喧しく叫ばれて居つたにも拘らず斯様な事を度外視して此の尨大なる豫算を以てし尙本縣の財政に於きましても借金を重ね尙此の廳舎を改築するに當りまして尨大なる起債を起し以て子孫に此の借

錢を傳へるが如きは最も危険極まるものと私は考へるのでございます、孟子の言に刃を以てする政――まつりごとをすると何れか異なるか、孟子曰く何が異なるなしといふ言葉があるのであります、斯様な意味合から申上げらるならば此の借金を以て尙借金を以てし、此の子々孫々に此の借金を残し、尙疲弊困憊せる所の縣民の福利増進を度外視して政に依つて縣民を殺さんとする所の此の本案に對しては危険極りなしと私は斷言するのであります、斯様な意味に於きまして此の縣廳舎改築に對する七番議員の動議に賛成を致すものでございます

○議長(佐野真次郎君)七番議員の動議に對しまして採決を致します、七番議員の動議に賛成の諸君は起立(賛成者 起立)

少數否決になりました、直ちに一讀會を終りまして、二讀會に移つて宜しうございますか、――御異議ありませんか(異議なし)――(聲起ル)

○議長(佐野真次郎君) 直ちに二讀會に移ります

○特別委員長(富居多吉君) (登壇)

特別委員會に御附託に相成りました諸案件に付き委員會は縣治上の重要問題なるに鑑みまして、慎重審議の結果、大體に於て總て原案を可と認めましたが、其内議第三十二號昭和十二年度滋賀縣歳入歳出追加豫算中、歳入臨時部第一款繰越金第一項第一目前年度繰越金に於て金千五百圓を減額し第三款寄附金第七項第一目縣廳舎改築費寄附金に於て金十五萬圓を増額し、第九款運用金第一項第一目縣資金運用金に於て金十五萬圓を減額修正し、歳出臨時部第三十二款積戻金第一項第一目縣資金運利子に於て金千五百圓を減額し其の他は原案を可と認めました、尙以上の修正に伴ひまして議第三十六號縣資金運用及積戻方法の修正は議長



に一任致したいと存じます、以上の外附帯決議を附し、總て原案を適當と認めました、何うか満場一致の御賛成を希望致します、附帯決議は只今申上げました豫算修正に伴ひまして、寄附金の増加十五萬圓に付ては其の完納の確信を得たる上に於て工事に着手すべし、以上であります。

次で三番辻與太郎議員は二讀會に於て反対意見竝に動議を提出すべく登壇

縣廳舎改築案賛成は官僚と政黨との心中である。寄附金の増額計上の理由はもつと明白にせねばならぬ。議員諸君は口に官僚を攻撃し巡查の俸給迄も削り乍ら此の大豫算を通過さすとは何事か。もう二讀會に入つたから廢案の提議は出来ぬが、もう一度考へ直す爲に、この經費を三萬か五萬かに削減して、責任を持った研究をした上、更めて改築を立案することにしては如何

と述べ、これに對し七番議員(谷口鏡治郎君)が賛成した。併し、議長は先づ委員長長の修正案に付て左の如く採決した。

○議長(佐野眞次郎君) 採決を致します、只今委員長より報告のありました通り修正意見に御賛成の諸君は起立、

賛成者 起立

多数であります、讀會省略可決確定致しまして御異議ありませんか

(「異議なし」ノ聲起ル)

○議長(佐野眞次郎君) 讀會省略確定を致しました、之を以ちまして今期縣會に提案せられました各種の案件は全部終了を致しました若し審議未了のものがありましたなら、是は御審議になつたものと致しまして、議長の手許に於て適當に處理致したいと思ひます(「異議なし」ノ聲起ル)御異議ないやうであります、左様に取計ふことに致します

次で議長は議事終了の挨拶をなし、引續き閉會式が行はれ知事の閉會の辭が述べられた、かくて縣廳舎改築案を中心に大論戰の展開された縣會も茲に終幕を告げた。



### 第三 改築と輿論

縣廳舎改築案に對する輿論は縣會の論議が端的にこれを示してゐるとも云へるが、一面縣會以外の輿論は如何であつたらうか。今これを卜する適當なる資料がないから甚だ困難であるが、大體の推測を加ふれば、縣廳舎の朽廢に瀕し又狹隘なることはこれを認むると共に早晚改築の要に迫つてゐること、並びにこれを改築するについて彦根市に移轉といふこともあるけれども、それは相當困難であり、先づ現地改築が穩當であらうとは一般人としての通常の思考であつたやうである。

今當時の新聞紙に依つて其の歸趨を窺つて見やう

(備考) 各記事の末尾の月日は登載された日附である、但し特に新聞紙の名はこれを記載しなかつた。

#### 改築案に關する新聞記事抜抄

##### ◇縣廳舎改築案 反對に決定 彦根の有志縣會へ運動

縣廳舎改築問題と共に擡頭してゐる彦根の縣廳移轉誘致運動も改築案が豫算縣會に提案を見なかつたため漸く下火となつてゐるが、なほ追加豫算に提出される雲行があるので去る三十日夜同會幹部會を開き對策を協議した結果、取敢ず改築案は縣民の財政窮乏を無視する暴舉として反對することになり、近く役員が開會中の縣會を訪問、各議員に對し改築反對の氣勢をあげることにまつた。(十二月二日)

##### ◇縣廳舎改築案 突如、縣會へ提案

##### 彦根の誘致運動解消と該運動に伴ふ政治運動解決に平知事の重大決意

縣廳舎の改築について縣ではかねてより種々工作を施してゐるが、平知事の重大決意により目下開會中の通常縣會に提案して一舉彦根町の誘致運動を解消させると同時に、同誘致運動をめぐるいくたの政治運動を圓滿解決させることになり、五日突如提案して縣下に一大センセーションを巻き起してゐる。現廳舎は明治二十一年建設されたもので今日まで五十年を経過し、部分的に腐朽したところ多く同時に狹隘を告げ、最近にいたり改築の機運やうやく濃厚となり、昨年の通常縣會においても満場一致で「速かに耐久力の有無を調査して善處されたい」旨を決議しよつて縣では今春縣參事會員を二班にわかち近府縣の新廳舎を視察させ、着々準備工作を進めてゐたので、この間京大教授坂工學協士に専門的打診を委嘱し、その結果に本づき改築の必要性を確認したので、今回つひに斷乎として改築案を提出することになつたわけである。(十二月六日)

##### ◇五十三萬八千餘圓を大津から寄附 二十一年々賦て

縣廳舎改築提案に先だち大津市では五日午前十時五十分緊急市會を招集出席議員二十七名で

十一年度歳入出第十二回追加豫算千三百二十二圓(地方改善應召施設連町道路改修費)特別會計水道費歳入出

第三回追加豫算三千五百十圓(東洋レヨン前道路變更改修に伴ふ排水管費)

を可決したのち

一、縣において縣廳舎改築の場合は建築費中へ總額金五十三萬八千四百二十七圓七十錢以内を十二年度より三十二年度まで二十一ヶ年度割により寄附せんとする豫算外義務負擔案



を上程堀田市長は

開會中の本日の縣會に縣廳舎改築案が、提出されるので、これに先だち本市義務負擔として縣に折衝を重ねた結果、十二年度縣に於て縣廳舎改築費にあてるため起債せらるゝものゝうち三十五萬圓と、これが三十二年度償還完了にいたる迄の利息とを合したこれだけを縣の償還財源として市において年賦寄附せんとするもので、緊急市會に提案したのは縣の肚が今日まで決つてゐなかつたため、こちらから進んでやるのもどうかと思ひ縣の態度決定を待つてゐたわけである。

と説明、黒田草野兩議員より寄附金内容などにつき質疑あり、北村議員の動議で讀會を省略して滿場一致可決、十二時三十分閉會した(十二月六日)

◇土壇場の彦根、誘致運動

縣廳舎の改築計畫が表面化したのは本年四月頃で縣では改築すれば現廳舎の位置に建設する方針で計畫を進めてゐたが、時たままたま、彦根町では現廳舎が明治十九年縣會當時大津市と猛烈な爭奪戦と演じ、縣會開會中抜刀隊は廳舎の周圍を包圍して最後まで譲らなかつたといふ關係もあり、今回の改築に當つては是が非でも彦根町に誘致すべく今春來期成同盟會を結成して隣接町村に合流を勧誘して今なほ同運動を持續してゐる、一方縣ではこれら移轉誘致運動を圓滿に封鎖するため内務省と折衝し二見前知事は再三、再四平塚彦根町長に對し「縣廳舎の移轉は詮議成り難し」との内務省の意向を傳達して地元首腦部の自省を促し、平知事も今期縣會第五日において彦根町の谷口(鏡)議員より發した

縣廳舎を改築するに當り縣民の大多數が彦根への移轉を要望すれば縣は移轉さす意思ありや

との質問に對し、前記内務省の意向を傳へて彦根移轉の不可能を明答してゐる、しかして同知事ならびに中村總務部長は今日までしばしば東上した際内務省に改築問題とこれら財源につき折衝を重ね、一日も早く改築を斷行して移轉運動の持續に伴ふ縣政上の支障影響を除去することを決意して今回提案したもので彦根町における移轉誘致運動もこれで最後の土壇場に到達したわけである。(十二月六日)

◇特別委員を挙げ縣廳舎誘致に邁進

滋賀縣廳舎を大津市から縣の中央部である彦根町に誘致すべく同町に縣廳誘致期成同盟會を結成湖東、湖北八郡に呼びかけ、また彦根町から「縣廳舎移轉」を條件として改築費中へ百萬圓を寄附する決議などを行つて猛烈な誘致運動を行つてゐたが最近形勢不利の立場となつたので今度は改築延期運動を起してゐるところ突如五日の滋賀縣會に右縣廳舎の改築が提案され、驚いた彦根の縣廳誘致期成同盟會では藤田、木下、宮本氏等の正副會長以下幹部、町會議員等多數が出縣、各政黨その他關係方面に對して改築阻止運動を試みさらに同夜七時から同町役場で期成同盟會常務委員會と開いて今後の對策を講じたが

廳舎改築費の金額すなはち百四十七萬圓を寄附してあくまで彦根に誘致しやうとの強硬論者と、改築阻止に邁進してさらにチャンスを得やうとの論者もあり、この間彌次も飛込んでつひにこゝかしこで小競合さへ演じる熱心さを見せたが結局意見まち／＼でいづれとも纏らず。

さらに特別委員を設け善處することゝなり町會議員、區長、總代、實業聯合會の各代表十二名のほか正副會長町長等を特別委員に擧げた、この特別委員會はけふ七日開催のはずで成行を注目されてゐる、藤田期成同盟會長は果してどうなるか目下のところいづれとも豫斷は許されないが、われ／＼は「倒れて後止む」のところまです



む決心だ

と悲壯の面持ちで語つてゐる(十二月七日)

◇時期尚早を楯に關會へ阻止運動 彦根から大舉大津へ

縣廳舎の改築問題擡頭を機會に、「新廳舎は縣勢の中心彦根に移せ！」と彦根實業協會が中心に期成同盟會を組織し今春來積極的に移轉運動の烽火をあげてゐた彦根の縣廳誘致運動も最近やうやく緩和され期成同盟會の運動も漸く下火となつたかの觀を呈して折柄目下開會中の縣會に縣廳舎を現位置に改築の追加豫算が提案される雲行か見えるや彦根町の期成同盟會では五日午前一時といふ深夜緊急幹部會を招集し町役場會議室で町會議員らと鳩首これが對策を協議し、取敢へず移轉運動よりも時期尚早として改築案に反對し縣會へ阻止運動を行ふことに決し早朝の列車で藤田會長、木下副會長をはじめ十數名の幹部は大舉出縣縣會議員を歴訪、意見を交換し縣財政窮乏の折柄善處方を陳情するところがあり、さらに今夜七時から町役場に常設委員大會を開き出縣代表者より經過を報告し今後の善後處置を諮り、改築案が否決せられ、知事に於て原案執行といふ最悪の場合は内務省に押かけてまでも同案に反對することを申合せ氣勢をあげた。(十二月六日)

◇激論を生むが結局原案通過か

縣廳舎改築案を繞る縣會の動向は犬上郡選出議員は立場上時期尚早として反對し、又參事會も縣が提案の事前に豫告するとの申合せを無視したことに多大の不滿を懷いて居るから同案の審議は稀にみる激論を生むものとみられ、結局は大多數で原案を通過せしめるものと豫想されてゐる。(十二月六日)

◇改築促進期同盟會設立 大津市議

縣廳舎改築の場合の義務負擔金を可決した大津市會終了後、出席議員二十七名は直に委員會室に全員協議會を開き改築促進につき協議した結果取りあへず市役所内に「縣廳舎改築促進期同盟會」を設け、今後の結果を固めるとともに午後は全員縣廳に至り關係の縣會議員に對しても促進方を依頼した後縣會の成行如何を傍聽した。(十二月六日)

◇縣會議員を歴訪し廳舎改築を運動し大津市でも氣勢を擧ぐ

三十五萬圓の地元寄附を市會で決議、縣廳舎改築をめぐる氣勢をあげはじめた大津市ではさらに六日朝から全市會議員が手分して縣會議員を戸別訪問諒解運動を試みる一方同夜は市正廳に集合の上市會協議會を開き各自の報告を持ちよつて今後の具體的運動を協議したが市民にも呼びかけるべく七日午後六時から市公會堂、膳所中之庄キリスト教會、石山集會所の三ヶ所で改築期成演說會を開催することゝなつた。(十二月七日)

◇「廳舎改築案」の縣會通過確實 地元關係で少數反對

滋賀縣廳舎改築案が目下開會中の縣會に提案されるや關係方面に大衝動を與へ彦根側の誘致期成同盟會に對抗し地元大津市でも改築期成同盟會を組織し實現に努力することになつた、縣會側も各縣議とも改築の必要は認めて居り時期尚早論意見の相違程度で問題でなく、たゞ地元關係その他から六、七議員の立場上からの反對もあらうが政黨としては極力慰撫するものと見られてゐるから大勢は通過確實と見られるに至つた、縣では縣會通過の上は直に本設計に着手して工事にかゝるべく準備をしてゐるが、改築に先立ち三井寺下商品陳列所前空地に三萬二千八百廿一圓を投じて平家建五百坪餘のバラックを建築し十二、三の兩年度縣廳を移轉、商品陳列所を正廳、縣公會堂を第二廳舎、バラックを第三廳舎として使用し、また現廳舎構内に在る警察部長官舎その他は武徳殿跡に



引越すことになつて居り、本館竣工は昭和十四年三月末の見込みでさらに附帯工事など全部完了は昭和十五年春の豫定で二ヶ年にわたり縣廳の中心が五十年の昔縣廳開設當初の廳舎圓満院前に移轉するのも因縁深いわけである。(十二月八日)

◇縣廳改築案の渦巻 彦根側は延期を主張

縣廳舎誘致問題で彦根縣廳誘致期成同盟會から特に設けた「特別委員會」を七日午前九時半から同町役場で開催 既報の縣廳舎改築に要する金額を寄附しても彦根に誘致するか改築を延期せしむるか、につき慎重協議を重ねた結果取あへず延期せしむることに決定、これが運動のため同日各關係委員が出縣した

一方大津市會議員は六日朝來犬上、愛知、坂田、神崎郡などに入り込んで縣廳改築問題で盛んに暗躍したが、また彦根側でもこれに對抗して猛烈な運動を再燃、こゝもと縣廳舎改築問題をめぐつて師走の湖東、北地方にもついに火花を散らしてゐる。(十二月八日)

◇縣廳舎改築案と縣會各派の動向

縣廳舎改築問題に關する縣會各派の動向は關係方面から注目目的となつてゐるが、政友派では七日同支部で清水支部長以下幹部が會合協議の結果縣政の大局より地方的行動を排し結束して進退することを申合せたので大勢は賛成に一致するものと見られ、また民政派では谷口(鏡)議員の立場を考慮し自由問題として取扱ふことになるらしく寺島議員及び從來の行きがかりのある蒲生郡選出大橋議員が如何なる態度に出るか不明でさらに中立辻議員も犬上郡選出の關係上當然反對の意見濃厚で無産矢尾議員が大津市選出の立場上賛成することは明らかで結局二十六、七對三、四の絶對多數で縣廳舎の改築案は可決される雲行きが明らかとなつて來た(十二月九日)

◇延期を猛運動し彦根側躍起

縣廳舎の誘致望み薄から改築まで延期運動に移つた彦根町では八日午後二時から縣廳誘致期成同盟會特別委員ならびに町會議員の緊急聯合協議會を開いて大評定を行つた結果、九日朝町會議員同盟會特別委員らが自動車十餘台に分乗全縣會議員の私宅を歴訪して積極的運動に拍車をかけ一方九日から大津市に彦根の期成同盟會事務所を設けて間斷なく運動をつづけることに決定、また成行如何によつては直に町民大會を開催、重大決議をもつてあくまで目的達成に邁進することを申合せ午後六時閉會した。(十二月九日)

◇問題の三大提案雲行は「曇のち晴」先づ明朗信號

縣廳舎改築綜合運動場建設、八幡商業學校の學級増加といふ大問題を一舉に解決すべく縣が重大決意をもつて縣會に提案したことは縣下にセンセーションを巻き起してゐるが、目下の情勢では三議案とも「曇りのち晴れ」の明朗信號がでてゐる。

(中略)

廳舎改築案はたとへ明年度豫算に計上されなくとも近い將來には當然提案さるべき性質のものであるだけに「時期尚早論」が出て、大勢に影響なく問題の中心は大津市の寄附金三十五萬圓が少いといふ一點にあるらしく民政、政友、小會派はいづれも同意見を堅持してゐる、縣の事業はとかく地元寄附、受益者負擔などを事業費財源の一部に計上してゐるが、事業進捗のうへに相當の危険性があるわけで殊に今度の大津市の寄附方法は二十一ヶ年賦のいはゆる「のべ金」制度であるに不満と不安があり同時にこの際さらに十五萬圓を増額して寄附實額を最低五十萬圓にすべきが當然だとの見地に立つてゐる。しかしして縣、市双方がこの點にいま少し考慮を拂つて善處する



の意圖を表明すれば民政派は犬上郡選出議員の立場を考慮して、一、二議員を除くほかは黨として賛成するものと見られ一方政友派も前記二件が解決されるならば同様賛意を表し、結局は大多数で縣數年來の懸案たる廳舎改築問題も無事解決するわけで目下のところは文字通り「曇」のち「晴れ」の雲行きにある。(十二月九日)

◇いつかな退かず縣廳舎改築案上程を繞り彦根町は大童の活動

倒れてのちやむといふ悲壯な決意をもつて遮二無二縣廳舎改築案通過阻止運動に懸命の努力を拂つてゐる彦根の縣廳移轉期成同盟會ではいよ／＼最後のドタン場で、彦根に設置内定し今縣會に提案せられてゐる縣營綜合運動場を犠牲にしても目的を達成せしめんとといふ肚を固め、縣會議員に熱情を披瀝します／＼深刻化してゐる。一方九日から縣會議員との聯絡並に縣會に對する牽制戰術として大津市驛前通り萩の家に期成同盟會の臨時出張所を設け、關係者が詰めかけ、更に常務委員平井太平氏を九日早朝期成同盟會の急使として目下箱根に静養中の民政黨支部長堤代議士を訪問せしめ援助方の諒解運動を試みるなど明日十二日縣會に同案上程を控へて虚々實々の秘策をめぐらし大童の活動を續けてゐる。(十二月十二日)

◇縣廳改築に延期運動 神崎郡町村長會

神崎郡町村長會を十一日午前十時から八日市町修交館で開催、縣廳改築問題について協議した結果彦根を中心とする湖東六郡(神崎、愛知、犬上、坂田、東淺井、伊香)と歩調を揃へて改築延期運動を起すことに全會一致で決定、直に委員をあげて郡選出縣議に延期運動方を依頼することになった。

伊香でも協議——伊香郡町村長は十一日午前十一時から突如木之本町惟馨館に會同し縣廳移轉問題について協議するところがあつた。(十二月十二日)

◇縣廳舎改築案いよ／＼けふ上程、議員の質問後直ちに委員附託か

縣廳舎改築案はいよ／＼十二日の縣會本會議に上程される雲行となり大津市は地元としてすでに寄附金まで可決してゐるのですつかり樂觀してゆつくり構へてゐるに對し、彦根町の誘致期成同盟會では「誘致」の一枚看板を「尙早延期」に塗り替へて大津市へ出張所を設けたり代議士を口説き落したり食止めに躍起となつてゐる、十二日の縣會で質疑の後彦根綜合運動場、八幡商業學校學級増とともに一括して五名乃至七名の特別委員に附託となり改めて各派の黨議で検討されるはずで政友會は一致行動をとる申合となつてゐるので賛成の態度をとるらしく、民政派は谷口その他地元議員の立場を考慮して特例を認めることにならうがすでに青木代議士が派内の空氣緩和につとめてゐるので大多数は賛成に傾いて居る無産矢尾議員は地元選出として賛意を表すべく辻議員は犬上郡選出として尙早論を唱へてゐるが心中はこれまた賛六否四の程度で福島縣廳改築が可決され廣島縣廳舎改築案も通過されんとしてゐる今日縣會では相當慎重を期してゐるものの結果はほとんど全會一致で通過可決するものと見られてゐる、たゞ大津市の態度があまりにも冷靜に過ぎて幾分反感を買ひ一部議員間に寄附金の増額を論議されてゐるのでその點が如何になるか興味がつながれてをり委員の顔ぶれは民政派別所、長野、田中、上原、政友派信正、梅井、石田の七議員で委員長は上原、田中兩議員の呼聲が高いが別所議員あたりが一番無難とされ佐野議長は五名説が通れば政民兩派から一名づつを減せられるわけである。(十二月十二日)

◇彦根側總動員で最後の阻止運動 五十名新に繰出す

縣廳舎改築延期運動にラストヘビーをかけた彦根期成同盟會では大津驛前萩の家に同盟會臨時出張所を設置して縣會の空氣や縣議の動靜を察しつゝあつたが「いよ／＼十二日の縣會に上程される模様」との飛電に接した同會



からは十一日午前九時五十五分彦根發列車で約五〇名が大津に乗り込み猛烈な改築延期運動を起す一方藤田會長は歸省中の青木代議士をまた同會常務委員平井太平氏は東京に滞在中の堤代議士に善處方陳情のため十日夜急遽東上したが十一日朝平井氏より「善處する」諒解を得た旨の電報が同會本部にあり勇躍した同會員はけふ十二日大舉出縣最後の運動に拍車をかけることとなつた。(十二月十二日)

◆神崎郡も反對 時機尙早て

縣廳舎改築問題に關し神崎郡では十一日午前十時から八日市町修交館に緊急町村長會を開き同問題について協議した結果、同會では時機尙早のゆゑをもつて縣廳舎の改築延期を決議し今十二日吉丸八日市町長ほか代表者數名が同郡選出古川、岡崎兩縣議を訪れ町村長會の経過を報告決議事項を示して激勵し延期の猛運動を開始することになつた。(十二月十二日)

◆彦根側の抗争も多勢に壓倒され重大縣廳舎改築案は委員附託 騒然！きのふの縣會

縣廳舎改築案上程の通常滋賀縣會は第十八日の十二日午後二時開會、大津、彦根の傍聴者は開會前に議場につめかけ傍聴券百七十枚を發行して入場者を整理し私服警官を派して嚴重身體検査をする物々しき、開會と同時に傍聴券のないものがドットとなだれ込み傍聴席は身うごきもならぬ超満員でかんじんの平塚彦根町長も縮出しを食つて廊下に立往生するなど、議員も全員出席し緊張した面持ちで着席する

佐野議長 本縣として重大議案を上程するのであるから傍聴者は規則を嚴守されたい。

と傍聴者に注意を促し直に日程に入り縣廳舎改築、彦根綜合運動場設置、八幡商業學級増加の追加關聯七議案を一括上程、谷口(鏡)議員の發言要求を抑へて議案の説明を促せば

平知事(登壇) 改築の理由は先日説明したが時期の適否につき相當議論があるやうだから縣がこれを即時斷行すべく提案した理由を一應説明したい、廳舎は目下危険の状態にあり萬一不慮の災害に遭へば一たまりもなくこれが危害を最少限度にとめまた縣政上いまが最適と考へた

と建築、經費などにつき廿分間にわたり詳細に説明しさらに他の議案につき前川庶務課長の説明があり、彦根町の地元議員として反對演説を試みるべく彦根側傍聴者の拍手を浴びて

谷口(鏡)議員(登壇) 竜大、贅澤な議案で、起債につぐに起債の縣の財政に苦しんでゐる縣民の負擔をさらに増加するものである、廳舎改築による能率増進は理由にならぬ、大津市寄附完納の見透しがはつきりしてゐるか、位置また西南端にあり時間的に經濟的に不便である、もし否決された場合原案執行の意思があるか

と草稿を繰りひろげつゝ前後二十分にわたり言葉荒々しく頭から知事以下參與をこきおろし

平知事 慎重審議して提出したもので豫算は膨大でなく不安もない、時期は最適と信じてゐる(と説明の内容を繰返し)市の財政上から見てもよい方法であり完納も心配はないと思ふ、位置は偏在の理由で變更を許さない本省の方針であり、従つて本案は満場一致可決されるものと確信してゐるから原案執行など考へてゐない。

と力強いひ切りさらに谷口(鏡)議員知事の言葉をとらへて食ひ下り「答辯はいらん知事の意見を修正して置く」と質問を打ち切りついで無産陣營唯一の矢尾議員登壇し、大津市選出議員として發言すれば谷口議員彌次り出し傍聴席も大津彦根と別れて彌次の應酬をはじめ議長議場整理に大童となる。辻議員縣廳舎改築のいきさつを述べ改築調査が完了せぬうちに開討の提案は縣會を無視してインチキ政策の現れであると大見得を切り反對論を辯じ平知事「別段開討の提案ではなく且て參事會で財源の見透しがつけば直に着手したいとの要望のあつたことを承



知してゐる”と簡単に答へ同三時三十五分休憩、同五十分再開、辻議員と平知事との間に“開討的提案”の押問答の後植村議員登壇坂博士の廳舎改築意見寄附率、縣の起債状況などにつき書面回答を求め「縣勢の發達をはかるため速かに可決を要望する」と述べさらに信正議員「可決、否決ともに縣民にその理由を明かにする必要がある」と冒頭し提案の時期その他につき質し「大津市の寄附負擔額は決して軽くはないではないか」と質し次で梅井議員「綜合運動場の不適當、大津市の負擔額の僅少を鳴らす、富居議員「時期尙早論」を持ち出せば平知事「さきほど來の答辯でつきると思ふ」と突き放し質疑を終り議長指名の別所、長野、上原、富居(以上民政)石田、井上、横山(以上政友)の七議員をもつてする特別委員に一括附託同五時十五分散會

◇湖東北六郡結束して反對 最後の頑張りぶり

彦根の猛運動と相呼應して縣廳舎改築延期運動に乗り出した湖東北六郡すなはち犬上、愛知、坂田、東淺井、伊香、神崎町村長會をそれ／＼十一日開催、左の反對決議を行ひ、各郡から三名づつの代表者がその決議書をもたらし十二日出縣、また彦根町からは同日百餘名が大舉出縣して改築案通過の阻止運動に活躍したがさらに同町では同夜午後六時から城北公會堂で町民大會を開催、反對氣勢をあげて宣言決議を行ひ、一大決意をもつて最後の突撃を試みるこゝなつた、湖東北六郡町村長會の反對決議は

縣下に於ける公私經濟は將に大窮乏の淵に陥らんとしつあり、眞に憂慮に堪へざるところなり、我等は日夜自力更生に努め粉骨邁進しつゝありといへども農村の疲弊はその極に達し一朝にして回復すべくもあらず、この際適切な施設を講じ經濟更生の大策を定めるにあらざれば窮極するところ眞に測るべからざるものあり、這般縣に於ては廳舎改築の議ありと聞くも現下農村の事情を顧みるに時期尙早の憾みありと認む、かゝる不急の工

を起さるゝよりは經濟更生振興に全力を傾注せられんことを望む

といふのであるが、彦根を中心に湖東、湖北各郡が足並揃へて俄然起つた縣廳舎改築案通過阻止運動は果して奏功するか、最後を決定する縣會もあますところ二日の後に迫つてゐるので結果如何はすこぶる注目されてゐる。

(十二月十三日)

◇廳舎改築委員會本格的審議に入る

縣廳舎改築案附託の特別委員會は十四日本會議終了後直に委員會室で開催、いよ／＼本格的審議に入った、これより先き十三日夜彦根町では町民大會を開き委員會の結果に一縷の望みを囁きるとともに縣議全員に十三日夜町民大會の名で縣議各宿舍あてに

縣治將來に一大禍根をのこす縣廳舎改築案に對し本會は絶對反對を決議す、憂縣の誠意を賢察され慎重適正の御議決を懇請す

の同文電報を發し最後の運動に大章となつてゐる、委員懇談會の結果は調査費を相當計上して慎重検討の上設計書を提示して臨時縣會を招集建築案を附議するのが當然であるとの一部議員の意見もあつたが第一回委員會の結果、國庫補助金が貰へ、また税制改革に對しても交附金があればこの際改築した方がよく大津市の財政も考慮し寄附金も現在の程度の意向が多く或は提案通りに承認することになるのではないかと見られるに至つた。たゞ建築上の萬全を期するため縣會議員七名ぐらゐで縣廳舎改築委員會を設置し縣當局と慎重研究の上建築をすゝめるやう希望條件を附する空氣が濃厚になつた。(十二月十五日)

◇委員會に提示の 縣廳改築案の内容―鐵筋本館四階建



縣廳舎改築の第一回特別委員會は十四日の縣會本會議終了後本格的討議に入つたが其の席上廳舎改築工事の具體的提示があり縣から提示した案は

敷地總面積七千坪のうち本館四階建延坪四千五十坪で「中」形の新日本近世式鐵筋コンクリート建、上下の出端は表裏兩玄關で一階(地階)は食堂、倉庫、穀物検査所、小使室、ボイラーなど二階は經濟部長室をはじめ經濟部全部及び警察部の一部議員控室、新聞記者室三階は中央議事堂を中心に知事室、總務、警察兩部長室、總務部全部及び警察部の一部、四階は學務部長室をはじめ學務部全部食堂及び中央に傍聽席があり裏手の自動車庫衛生試験室の一帶に別館を建設するもので、現在の警察部長官舎、寄宿舎及び松本日の出にある經濟部長官舎を武徳殿跡に移すことになつてゐる。(十二月十六日)

◇縣廳改築寄附金、三十五萬圓は相當、これ以上寄附増額は出來ぬ 大津市の態度不動

縣廳舎改築案は既報の通り特別委員會で審議中で委員會の一部には地元大津市の寄附金三十五萬圓は過少なりといふ意見もあると傳へられ地元寄附金問題が再検討されはじめてきたが、これに對する大津市當局の空氣を打診して見るに

大津市としては現在約三百萬圓の市債があるうへに近江神宮創建寄附二十五萬圓(五ヶ年繼續)、膳中敷地六萬圓があるほか、縣立大津高女改築地元寄附二十萬圓が残つてゐるので三十五萬圓の地元寄附金には財政上から検討しても伸縮性はないものと見られてをりまた市會議員の一部にはかゝる縣營事業に地元寄附金の多少が云々されそれがため負擔金を増すが如きことがあつては徒に惡例を助長するのみだといふ強硬意見もあり、結局卅五萬圓の寄附金は熟慮研究を重ねた結果決定されたもので、市財政から見ても最大額の見積りであるから、こ

れ以上の寄附は出來ないといふ態度をとつてゐる(十二月十六日)

◇縣廳改築阻止に、彦根側最後の猛運動

彦根縣廳誘致期成同盟會では十四日夜七時から最後の常務委員大會を同町役場で開催、結束を固めて十五日は早朝から約四十名が二班に分れて各政黨支部を訪問改築案阻止の最後の運動に拍車をかけた一方犬上、坂田、伊香、東淺井、愛知五郡から町村長各三名が郡代表として出動、郡選出縣會議員にそれ〴〵阻止運動を行った。

彦根三萬町民を中心に湖東湖北七郡民が約三ヶ月にわたつて必死的運動をつゞけた縣廳問題もいよいよけふ決定をみるはずだがいづれも輿論のうちに成行を注目してゐる。(十二月十六日)

◇改築其他重要案の意見容易に纏らず 委員會のまゝ夜に入つて討議 縣會最終日の大もめ

最終日の通常滋賀縣會は十六日朝來政民兩派の豫算ならびに縣廳舎改築に對する態度決定などで暇取り、特別委員會はもとより警察、勸業、課税三委員會が進捗せず、開會時間が遅れ午後三時二十五分に開會時間を延長し委員會が終了せぬを理由に直に休憩、各委員會とも引續き審議を續けて遂に夜に入つたが勸業委員會の修正意見は大體左の通り決定、その他も修正意見をやうやく取まとめた。(午後七時記) (十二月十七日)

(左記省略)

◇組上の改築案 大津市の寄附増額を條件の可決に決す

縣廳舎改築案が暗礁に乗上げた觀がある滋賀縣會は最終日十六日早朝から政民兩派とも局面打開に努め支部長一任となつた政友派では長老中村七右衛門氏も支部に現れ清水支部長、服部、兩代議士らが會合、昨年の市會改選



その他地盤關係を參酌して慎重協議しさらに同派議員十三名の意向を文書で徴し信正議員を除き賛八否二不明二の色分となつたが全會一致の行動をとることを申合せてゐる關係上同派の出方一つによつて賛否が決定されるわけ派内の大勢を察知していよいよ外部工作に乗り出し午後に入つて清水支部長は民政黨青木代議士と會見、民政派の賛成九反對四の色分についての意見を交換、さらに服部代議士は平知事と會見懇談するなど慌しい究氣に包まれ一方平知事は堀田大津市長を招致して寄附金増額問題についての打診を行ふなどかれこれ折衝を進めてゐるが、縣では寄附金五十萬圓程度増額に對しては市から徴收不可能と見て竣功の二ヶ年後までに適當なところから徴收する意向を持つてゐるが縣會では寄附金増額は市から徴收することを條件としてゐるらしくその邊にも折衝の餘地が残されてをり夕刻に至り條件附絶對多數で改築案が通過するものと見られるに至つた。

#### ◇延期有説力て 一時は混亂の廳舎問題の経緯

縣廳舎改築案をめぐつて大津市、彦根町の争奪運動は遂に同案の延期説濃厚となつたために狼狽した地元大津市の改築促進期成會では十五日夜、十六日朝と引續き協議會を開き情報の交換と共に市議が手分して縣議説得最後の突撃を試み午後は彦根町の誘致同盟員と對抗して縣會に大舉押しかけ傍聴した、なほ地元負擔金として大津市が寄附する卅五萬圓は過少なりとの議論に對して一部識者間ではかへつて縣營事業に地元負擔金を課す縣の悪弊を非難する聲もありその一例として湖周ドライブ・ウエーの一部である滋賀郡木戸、和邇、小松村の道路が地元負擔力なきため未だに狹隘のまゝ放置されてゐるのは觀光縣として恥だと引例され却つて地元負擔金の増額等は一蹴せよとの聲も上つてゐる。(十二月十七日)

#### ◇午前二時に至り 廳舎改築案纏る

大津市寄附十五萬圓増を條件に本會議で一氣に可決

最終日の通常滋賀縣會は十六日午後三時二十分開會、勸業、警察、課税、特別四委員會が終了せぬため時間を延長したので、休憩し各委員會を開いた結果同八時再開、夜間中等學校開設議案を報告日程を變更して同案を上程、讀會を省略、ついで警察委員附托事項を上程、二讀會に入り委員會の結果を報告すべく森委員長登壇

警部補及び巡查部長俸給各一圓減、教習生十名減に修正し過剰金は課税委員で適當に措置されたい

と最大級の警告文を讀上げ、矢尾議員の少數意見があつたが採決の結果、委員長報告通り可決、ついで勸業委員附托事項を一括上程、委員會の結果を報告すべく矢尾委員長登壇(中略)報告、河原議員の少數意見があつたが採決の結果、委員長報告通り讀會省略可決して同八時三十五分再び休憩して委員會の修正に對する最後課税委員會を開き、審議の結果、さらに十時十五分三たび開會直ちに課税委員會附託事項を一括上程、富居委員長より一讀會に於て荷積車税、蠶種賣買手数料、琵琶湖對策審議會費廢案に決した旨を報告、前川庶務課長の原案支持があつたが、委員長報告通り決して二讀會に入りさらに同委員長より(修正案)(中略)を報告、前川庶務課長共の他より原案支持があり少數意見があつたが、採決の結果委員長報告通り可決、同十時四十五分また／＼休憩、いよいよ問題の縣廳舎改築案その他追加案審議の特別委員會を開いたがなほ政民兩派とも黨議がまとまつてをらす佐野議長は平知事と懇談の結果會期を延長するに決し同十一時五分開會し會期延長の件を報告し十七日午前零時から開會する旨を宣し直ちに散會

かくて政民兩派はそれ／＼支部へ引揚げ黨議にふけり政友派は清水支部長の態度に不満を抱く一部強硬議員の意見が大勢をリードして十三名一致條件附原案賛成に決し一方民政派また自由問題として賛否を問うた結果、賛成九反對六の色わけとなり十七日午前三十分前後の特別委員會を開き審議の結果、意見の一致を見たので同



二時四十五分延長縣會を開會、民政岡崎議員を除く二十九名出席、佐野議長よりさきに一任された豫算の修正中縣稅收入中には法規により議長で適當に措置出來ぬものがあるから參事會で代決することにしたといはかり可決して、問題の追加議案を一括上程、傍聽席につめかけた大津市および彦根町の傍聽者の彌次の應酬に谷口(鈍)議員縣廳舎改築案について廢案の意見があると彦根側の拍手を浴びて登壇、經費、現廳舎の腐朽程度、寄附金の納入方法などを例の「われ鐘」のような聲でこき下し廢案を力説、寺島議員さらに登壇して谷口議員の意見を敷衍、採決の結果、民政、谷口、寺島、草野及び中立辻の四議員が賛成したのみで廢案は否決となり二讀會に移し委員會の結果を報告すべく富居委員長登壇、

縣廳舎改築案中繰越金一、五〇〇圓減、寄附金一五〇、〇〇〇圓増、運用金一五〇、〇〇〇圓積立金利子一、五〇〇圓減に修正、收支按配は議長に一任、一五〇、〇〇〇圓の寄附完納の見定めがついたら工事に着手すべしと附帶決議を報告、辻議員の反對意見があつたが、採決の結果政友派十二名民政派十一名、無産派一名の二十四名の絶對多數で委員長報告通り縣廳舎改築、彦根綜合運動場設置および八幡商業學級増を可決しその他未決議案をも一括上程可決して意義ある通常縣會を終る時に午前三時三十分。(十二月十八日)

◇縣廳改築案遂に粗上へ 議場、殺氣溢る、物凄い傍聽、拳、戰を演じ、彦根、大津吳越同舟で傍聽

雨か嵐か？七十萬縣民注視の的たる縣廳舎改築、綜合運動場建設、八幡商業學校の學級増加に關聯する都合七つの追加議案は提案後一週間目の十二日の縣會上程された、この日朝來廳舎の移轉、誘致運動が最後の土壇場に到達したといふので、地元彦根町をはじめ同運動に直接間接賛意を表してきた湖北湖東方面からの傍聽者がぞく／＼と議事堂に詰めかけ、定數百二十枚の傍聽券はまた／＼と間に皆無となり、午後零時半を期して開場した議場

これまた身動きもできぬほどのいつばい、改築阻止を標榜する彦根町民と現廳舎跡に改築する原案を支持せんとする大津市民とが「吳越同舟」で緊張し切つた顔々々をならべてゐるのも特に目立つ

大津驛前林の家に過般來特設してゐた彦根側の臨時出張所もこの日は文字通り廳舎改築阻止運動の參謀本部と化し、刻一刻と緊張と興奮の氣は昂つて行く、一方これら重大議案を審議すべき政、民、小會派ではいづれも午前中各政黨支部に參集して黨議決定の重大會議を開き定刻の午後一時にいたるも特別委員の顔ぶれが容易に決定せず時刻の経過とともに議場は興奮の坩堝と化して往年大紛争を展開した蠶業試驗場の移轉案、米檢の縣營移管問題が上程された當時の自熱化した雰囲気鋭角的に深まつて行く……

今にして改築せねば七百廳員が危険だ！知事緊張裡に提案理由を説明、かくて通常縣會第十八日の十二日は午後二時にいたりやうやく開議の運びとなり不知事以下各參與はあわた／＼しく着席、まづ

佐野議長 本日上程した議案は本縣にとつては重大なもので傍聽者は規則を嚴守していただきたいと注意を與へて日程に入り、過般提案理由を試みた不知事は問題の重大性にかんがみ再度登壇して改築案に關し附言する

不知事 現廳舎新築後すでに五十年の歳月を閲してゐるが歳月の経過に伴ひ危険の状態に陥り、七百の廳員の生命を保持して災害防止に備へんとする見地と、改築問題を中心に湖南と湖北とが兩派に分れて對立抗爭する時は縣治運用の圓滿を缺くおそれがあるからこの際斷行することにしたと述べ、財政關係に關しては

低金利時代の今日が好機で、また義務費の増嵩も見てゐるが起債の餘融もいくぶんあり、縣財政の見通しから



して今日が一番適當と認めてゐる。

と述べ終り前川庶務課長の説明あつていよ／＼質問戦に入る

ありがた迷惑—谷口君—まづ反對の鋭鋒

まづ改築反對の急先鋒たる彦根町の谷口(鏡)君舌陣のトツプを切つて登壇(彦根町民の傍聴者拍手)

谷口(鏡)君(民政)廳舎の改築案はでたためて縣民にとつてはありがた迷惑である(とまづ例の調子で、こきおろしておいて本論に入り)

老大な工費を投じて改築することは縣民の負擔を重からしめる、現在農山漁民は負擔の過重に泣いてゐるではないか、あらゆる角度からみてこの案は官僚獨善の現れである。大津市の寄附が、のべ金制度になつてゐるが、事業遂行中回収不能に陥る危険があるものと思はれる、行政區畫の改正が政府で考慮されてゐる今日大津に改築することは不用である。

と往年の彦根誘致運動や現在の移轉運動の必然性を述べて「彦根町に改築すべきが當然だ」ときめつけ最後に

綜合グラウンドを彦根町に建設するのは廳舎を現地に改築するための鼻薬だと巷間傳はつてゐるがどうか、彦根町の移轉誘致運動に關し縣一部の首腦者が煽動した事實がある。また知事は當縣會で否決すれば原案執行してまで縣民を苦しめるか

と詰め寄つてやうやく銚ををさめる、これに對して

平知事 改築費が老大なことだが、決して老大ではない、また負債償還について一點の不安もない、時期尚早とのことだが移轉誘致運動の出でゐるのは改築を認めてのことだと思ふ。綜合運動場建設と改築案とは全然

別個の問題である。府縣の廢合が行はれるとのことだが、自分は全然さやうなことは聞いてゐない、おそらく府縣ブロックのことだと思ふ、なほ一部廳員の煽動で移轉運動が勃發したとはいはれるがそんな事實はなく、また彦根町を中心とした移轉運動がそんな煽動くらゐで軽々しく起つたとは思へない、自分はあくまでも改築案を御決くださったものと確信してゐる。

ときつぱりいひ切る

第二陣に立つた矢尾君(勤民)は現地に斷乎として改築せよと賛意を表し、むしろ大津市の負擔額の過重を鳴らしたが、谷口(鏡)君の彌次連發に壇上から應酬して議場は緊張からやゝだれ氣味に落ちいり議長は彌次の制止に目をまはす

辻君(縣俱) 三大追加議案が縣參事會を無視して提案された非を痛撃したが知事は先般大橋議員の質問に對し

「適當な時期に御審議を願ひたいと思ふ」と言明してゐると答へて、三時三十五分ひとまづ休憩

同五十分再開、辻君再質問のちをうけ植村君(民政)財政資料の提示を求め、綜合グラウンドのプール設備につき木村學務部長との間に問答あつて

信正君(政友) 改築案を否決するにしても、また可決するにも七十萬縣民が眞に納得し得る理由と諒解できる事情を明示しなければならぬ。

とて議員の立場並に縣の態度の嚴正公平なるべきを述べて暗に傍聴者と一部議員の不眞面目な彌次を皮肉り本論に入る。

三追加議案の提案に當つて縣はあまりにも策略をめぐらし過ぎた跡がある、改築案が重大議案であるならば何



故に臨時縣會を招集しなかつたか、また今期縣會に提案するなら何故に通常豫算に計上しないか、三追加議案を検討するに何か策略的に追加計上した感がある。

と根本問題を追及すれば  
不知事 改築案提出に當つては一點の權謀術策も加味してゐない、綜合運動場の建設、八幡商業の増級問題は地元との折衝に手間どつたため追加議案になつたわけで、出来れば通常豫算に計上したい意向である。提案の事前の一部政黨の首腦者に内示した事實は全然ない

梅井君(政友) 大津市の將來の發展を見越して三十五萬圓を五十萬圓に増額しても負擔の可能性ありと思ふか  
富居君(民政) 市町村の監督に當つて縣は豫算の膨脹を極力戒めてゐるに關はらず縣自體が膨脹豫算を執行せんとしてゐるがそれは餘りにも勝手過ぎた話ではないか(と一本きめつけ) 税制改革に伴ひ縣民の負擔がますます増嵩する時勢にあるに當つて改築案を執行することはこの際避けられたいと要望すれば

不知事 地元が誠意を缺いて寄附金を收めないやうな場合は斷乎として今後縣の交付する補助金や助成金を停止して相殺する

ときつくいひきり、結局奥村君(政友)の動議で七名の特別委員に付託することにし、議長より直に指名五時五十分散會した、特別委員左の通り

富居、長野、別所、上原(以上民政) 井上、石田、横山(以上政友) (十二月十三日)

◇縣廳改築反對で、あす大舉出縣か―必死の彦根誘致期成同盟會

縣廳改築案もいよ／＼明十六日の縣會最終日をもつて否決か、可決か、延期か、最後の斷案が下されるので湖東、湖

北の六ヶ町村長會では十五日午後六時より金龜會館で常務委員大會を開いて氣勢をあげ飽くまで目的の貫徹を期し、十六日は大舉出縣し縣會を傍聴することになる模様である。(十二月十五日)

◇「明朝」の一步前 市の寄附を過少と―難色 縣廳舎改築付議の特別委員會

縣廳舎改築問題ほか二件に關聯する都合七追加議案の検討を付託された特別委員會(委員長富居多吉君)では十四日午前十一時から、縣參事會室で第一回の委員會を開き中村總務部長、前川庶務課長が列席、まづ庶務課長より事務的の説明を試み直に審議に入つたが、約一時間でははり、午後は本會議散會後再び委員會を開き、縣としては重大案件だけに雙方とも慎重な態度で議事を進め十五日も續行することになつた、しかして七追加議案件問題の中心はなんといつても廳舎の改築案で、委員會は依然として大津市の寄附額三十五萬圓を過少として難色をみせてゐて、縣當局との歩みよりによりては政治的工作を必要視されてをり、暗雲解消しての「明朝信號一步前」を彷徨してゐる。(十二月十五日)

◇最終日だけに波瀾を豫想さる―縣廳舎改築の首尾も決る

通常縣會もいよ／＼十六日が大詰で今期縣會のもつとも重大問題である縣廳舎改築案の首尾もけふ決定されるわけで、おそらく近年稀に見る緊張ぶりで、審議は相當手間どるものと見られる。

すなはち縣廳舎改築問題に關しては大津市の寄附金寡少を論難するものと綜合グラウンドの彦根建設は縣廳舎の改築問題とある種の政治的工作が加味されてゐるとの見地からいきまいてゐるものがあり

これが審議の上にかに反映するかは相當注目し、値しまた警察費委員會の態度も政友、民政兩派の間に見解の相違があつてどの程度まで折合ふかが疑問視されてゐる、いづれにしても最終日の縣會だけに相當波瀾を生むもの



と豫想されてゐる。(十二月十六日)

◇廳舎改築案繞り 尖鋭化の縣會—情勢は刻々猫の眼の如く 大勢漸く「晴れ」へ!

縣廳舎改築案ははたして通過するか、否か、……七十萬縣民注視の脚光を浴びて通常縣會最終日の十六日は極度に尖鋭化した空氣のうちに開會された、十五日徹宵して黨議を開いた政、民兩派では拂曉午前三時にいたるも衆議決せず、重要問題のため政友派ではついに清水支部長に一任することに決し、一方民政派でも鳩首凝議を重ね、改築問題に關しては各議員とも自由裁量の形をとり、青木幹事長の臨機應變の處置を要望することになつたが、依然として「廳舎改築案」を巡る兩派の暗雲は時期尙早論と大津市の寄附金増額(三十五萬圓を五十萬圓)による賛成意見とが相半ばのため朗かに解消せず同時にこれと密接な聯繫にある綜合運動場の建設問題も捲きぞへを喰ひ刻々情勢は猫の目のやうに變化してこれが歸趨は直に豫斷を許さず、大詰縣會は文字通り「曇り」のまゝ進行をつづけ「のち晴れ」の明朗信號がはたして最後に出るか疑問符のまゝに議事は進められて行く

◇通過の見通つ—彦根の誘致運動は葬られて

縣廳舎改築問題の通過は大體確實と觀測されてゐる、すなはち本稿締切當時の情勢を綜合するに民政派はあくまでも地方問題として地盤關係その他個人的立場上やむなきものを除くのはかは大津市の寄附金増額を條件に原案に賛成する雲行きにあり

一方支部長に一任した政友派では大津市の寄附金増額は故て要望せず、この際大所高所に立つて原案に賛意を表するの機運濃厚である。

かくて一時成否を憂慮されてゐた改築問題は漸く「曇」を脱却して大勢は漸次「後晴」に傾いてをり彦根の移轉

誘致運動はこれが爲葬られて最後は多數で可決されるであらうとみられるに至つた。(十二月十七日)

◇暗雲低迷裡に…漸く開會の運び…對立激化で萬一の警戒

通常縣會最終日の十六日は暗雲低迷のうちに午後三時二十五分一先づ開議の運びになり、全員緊張裡に議席についたが佐野議長、時間延長して上程すべき各科委員長の報告案未決定のため休憩する旨を宣告して直に休憩に入るかくて政友派議員は全部支部事務所引揚げ清水支部長を中心に最後の態度決定を急ぎ、民政派議員も支部に參集してこれまた態度を決するため主要會議を開いた。

一方傍聽席には夜の帳がおりるとともに地元大津と對立的に押しよせた百數十名の彦根方面からの傍聽者が吳越同席の形で頑張り双方の拮抗的氣分はますます激化してゐる。

縣警察部では萬一の場合を考慮して多數の私服をはりこませてをり議場の空氣は時間の経過と共にますます緊張して行つたが

問題の警察費委員會は午後八時に至つて漸く報告案の決定をみたので直に招鈴が鳴らされ本會議を再開、日程に先立つて矢尾君(勤民)提出の夜間中等學校開設に關する建議案を上程、滿場一致可決して警察費委員會の報告に移つた。

◇兩派代表者と懇談を重ぬ—中村總務部長

通常縣會最終日の十六日は勸業、警察費兩委員會および課税、特別兩委員會の委員長報告案をそれぞれ上程したが縣廳改築問題ほか六追加議案が問題の中心となりそのうち廳舎の改築に關しては政友民政とも容易に態度が決せず黨派的感情も手傳つて完全なる妥協が成立せず、縣當局でもこれが動向を極めて憂慮し、中村總務部長は朝



來平知事の意向を掴み、政黨方面への諒解運動に奔走し、正午すぎには清水政友支部長、青木民政支部幹事長と市内某所で鼎座して懇談を重ね、原案支持方を懇願するところがあつた。(十二月十七日)

**緊張の人々双方とも必死の陣**

この日縣廳舎移轉誘致運動が奏功するか、否かを期待して彦根町民は早朝來ぞく／＼と縣廳に押かけ午前中は議場を閉鎖してゐるため廳舎の周圍に三々五々屯し大津驛前の「萩の家」は同運動の本據となり、首腦部は緊張と興奮のうちに開會の時を待った、一方現廳舎跡の改築案を是が非でも通過さすべく大津市會議員の連中は政、民兩支部の「事務所に居坐り」を決め込んで、原案通過の善處方を極力要望し、開會と同時に議場も彦根大津の拮抗機運をそのまゝ如實に示して緊張そのものゝやうな坩堝と化した。(十二月十七日)

**◇大舉して大津へ 彦根の誘致期成會幹部ら**

縣廳舎改築案もいよいよ十六日最終日縣會で特別委員會の報告に本づき可決が決定されるといふので、彦根町の移轉誘致期成同盟會幹部百餘名は藤田會長、木下副會長を先頭に大舉大津市へ繰り込み、本陣で平塚彦根町長及び湖東、湖北六郡町村長らと會合、最後の打合せを行ひ、該案の縣會通過阻止に萬全を期して活動したが、地元彦根町民は縣會の成行を氣づかつて話題は同問題で持ち切つてゐた。(十二月十七日)

**◇重大會談 知事と市長**

廳舎改築問題に關し縣會の意向が大津市の寄附金三十五萬圓を五十萬圓に増額修正すれば可決するの空氣が濃厚化したので、平知事は十六日午後二時堀田市長の出縣を求めこの日、政民兩支部の首腦部と懇談を重ねた中村總務部長より會談の内容を傳へ同時に知事も堀田市長の内意を聴取し二十分にして重大會談をはつた。(十二月

十七日)

**◇黨議を練る 政友支部**

政友支部では十六日正午まへ全議員を事務所を集め清水支部長より縣廳舎改築問題に關する各議員の意見を記入さし、その結果を參考として支部長の斷乎を下すことになり、同時に服部代議士も午後四時平知事を訪れ種々意見の交換をなし同四時半から支部で最後の黨議を練つた。

**◇密議！協議！ 各派の本陣を覗く**

十六日最終日の縣會問題の縣廳舎改築案をめぐる政民兩黨支部はとみに緊張、政友會支部では清水支部長、服部、森兩代議士、所屬縣市會議員ら幹部が午前十時すでに參集鳩首密議を凝せば、一方民政黨支部では早くも午前九時ごろ向背如何と心配顔の黨員連がところ狭しと押かけ同十一時には皮肉にも

髭の谷口君も加つて所屬議員が二階で協議を開始する。また大津驛前萩の家に頑張つた彦根縣廳舎移轉誘致期成同盟では藤田會長、平塚町長を中心として町會議員、および會員數十名が午前八時早くも各方面の情報を持ちより氣勢を上げ正午ごろには百數十名を數へ、開會ともになだれを打つて傍聽席に入つた。(十二月十七日)

**◇「會期延長」に決す—暗雲たゞよふさなか**

課税關係の諸案件審議最中順調に進んでゐた縣廳舎改築問題に對する政、民兩派の雲行きにやゝ暗雲の兆がほのみえ、休憩に入るや兩派議員は急遽支部に引揚げ、會期満了の午後十二時を目前にあわたゞしい空氣がみなぎり、一時憂色がたゞよひ、その動向は注視されたが、縣でも萬全の策を講ずるためつひに會期の延長を行ふことに決



し午後十一時五分再開し、議長は知事より「會期延長」の告示が提出された旨を報告して、同八分一たん議事を閉じ「延長縣會」第一日は十七日午前零時を期して開會する旨を宣して散會した。(十二月十七日)

◇可決された喜び 彦根側の廢案絶叫も空しく 寄附金増額を條件に

乗るか、そるか？一時事態を憂慮された廳舎改築案をめぐる暗雲も十七日午前二時前にいたり政友派議員が一致して寄附金増額十五萬圓を條件に賛意を表することになつて朗かに解消し、民政派も立場上やむなく反對するものを除いて他は全部寄附金十五萬圓増額を條件に賛成するの態度を表明したので形勢は豫定通りのコースを辿り、本縣會史上記念すべき「縣廳舎改築縣會」はかくして十七日午前二時三十五分開會の振鈴とともにその幕を開いた。

さすがに重大問題を審議するだけに議員も緊張の色をたへて三々五々着席し、平知事も「通過確實」の自信たつぷりで參與の部課長よりいち早く着席、議員の出入もあわたしく議場は息づまる雰圍氣にみつ、超満員の傍聴者も入場券が期限満了のため新券の奪ひ合ひを演じ緊張裡に開會を待った。

二時四十五分やうやく佐野議長重々しく開議を宣し、さきに特別委員會に付託した廳舎改築、綜合運動場建設、八商學級増加案に關聯する都合七追加議案を一括して上程、直ちに讀會に移さんとするや改築絶對反對の急先鋒たる彦根の谷口(鉄)君(民政)異議あり！とて登壇、眞向から廢案を絶叫して卓を叩き、彦根方面らの傍聴者もこれに呼應して拍手の聲援を送る、ついで犬上郡選出の寺島君(民政)も廢案を強調したが採決の結果僅かに四名のみで葬られ、かくて二讀會に入り

富居委員長 原案を可と認めたるも、寄附金を十五萬圓増額すること、また着工はこれが完納の確信を得たうへ

で行はれたしとの付帶決議がある、なほ十五萬圓増加に關する按配は議長一任とする

旨を報告、辻君(縣俱)大削減の修正動議を提出したがこれまたものならず、採決の結果、賛成二十四(政友十二、民政十一、勤民一)反對四(民政三、縣俱一)でつひに改築案ほか六議案は全部通過した、時まさに三時三十分、傍聴席ざわめくなかを佐野議長は平知事はじめ參與並に議員に一場の挨拶を述べ、引つゞき閉會式に入りやゝ興奮の面もちで

平知事 開會以來各位の熱心にして極めて慎重なる御審議御精査をいたゞき、こゝに圓滿裡に提出議案全部の議決を見たことは欣快にたへない、議會の御意志の存するところを體して、今後慎重適切なる執行を期待してゐる次第であります

と謝意を表して式を閉じた。(十二月十七日)



## 第四 餘 説

機會の神は額の方には毛があるが、後は禿げてゐるとかいふ—全く、本縣廳舎の改築も、あの昭和十一年の通常縣會に提出の機會を捉むのでなかつたなら、恐らく、茲十數年間は舊廳舎のまゝ、廳員は何時崩壊するか判らぬ危険な事務室、而かも通風採光共に極めて不良な處に狭苦しく押合つて居なければならなかつたであらう。

それが不知事の果斷、多數議員の協賛、その後の機敏な事務的進捗、さうした凡てのものが極めて圓滑に取運んだ爲に、本縣廳舎は全國縣廳舎中最新のものとして誇ることを得、廳員は快適に時局事務を擔當して行くことが出来たのである。而かも事變に入つては、出来るだけ資材の節約に努め、又代用品の使用に努めた、即ち、鐵筋の如き、三割餘の節約を行つたのみならず、會議室シャンデリアの如き一見金屬製の如きも實は木造であり、又大階段手摺は普通青銅などを用ふる處であるがこれは縣產信樂燒の唐草模様彫刻を以てしてゐる。これなどは正に建築界に新機軸を出したものといつてよからう。

縣廳舎改築中、三井寺の公會堂と、物産陳列場跡に移つたのであつたが、當時この假廳舎の模様をA紙が漫畫入で報道してゐる、漫畫の轉載は避けるがその要領を掲げて、假廳舎生活の半面を窺つて見やう。

○天井の低い假廳舎 警察部長室の鴨居が低く、背の高い岡本部長が出入に困るといふ話

○お腹一ぱい自動車

官舎からの自動車には便乗の各課長で自動車は満員である(註)其の後ガソリン節約で各部課長も電車又は徒歩となつた。

○知事の定時出勤

官廳事務刷新の範を垂れて不知事は定刻午前八時には假廳舎に姿を見せる

○自転車運動増える

假廳舎位置の偏在で自転車通勤がメッキリ増えた

○三井寺山内の散歩

晝食後休養に近くの三井寺山内の青葉若葉の中の散歩が許されて健康増進には持つて來いである

○  
廳舎改築に着手してから、宛ら我が子を育てるやうに毎日現場に足を運んだのは前川改築事務所長であつた。朝、假廳舎へ出勤前に一寸寄つて來る、午後退廳してから又寄る、御蔭で事務所員は氣の休まる時もなかつたであらうが、その代り能率も著しく上つた。それに、不知事と、内藤總務部長も實に屢々現場へ行つた、この三氏は正に「改築三幅對」といつてもよい。前川所長の如き、コンクリートの打ち方など、現場監督も三舎を避ける程にスツカリ要領を體得した様子であつた。實際かうした事業に際しては一寸したことでも仲々苦心の要るもので例へば議場の椅子や演壇の高さなども、模型まで造つて、まだコンクリート打のまゝの議場へ据付け縣參事會議員諸氏に來て貰つて、あゝでもないかうでもないなど、大いに研討したものである。又壁紙の色合などさへ佐藤顧問を頼して決定したのであつて、眼に着かぬところに苦心が拂はれてゐる次第である。

○  
◇改築顧問の佐藤、國枝兩氏も實に屢々實地指導に來縣せられ、その都度不知事始め縣幹部と懇談を遂げられ、施工上遺漏なきを期せられた。殊に佐藤博士の如きは湖國の風物を大いに愛せられ、來縣の機會に縣下各地を跋渉せられた。要するに本工事が極めて圓滑に進んだのは縣當局—設計者—現場監督—請負者の四者が極めて意思



の疏通宜しきを得て、一意事業の完成に邁進した結果に外ならぬであらう。

◎ 縣廳舎改築記念品として竣功式來會者に贈呈した信樂燒獅子の置物について一寸記して置かう、あの原型は神崎郡南五個莊村出身の川島雄三氏の作で同氏は有名な彫刻家小倉右一郎氏の門人である。これに付ても最初は狛大のやうな型も造られたが、それだと一對にせねば不可ぬので、かくて躍り獅子の型としたとか聞いている。湖國の美術家によつて、湖國の土で造られ、湖國の窯で焼かれたものである以上大いに意義があるものではなからうか。尙廳舎改築と同時に湖國に縁のある美術家諸氏より左の如き自作の彫刻や繪畫の寄贈竝に篤志揮毫を得た。

- 彫刻「若き健男」 森 大 造 (坂田郡醒井村出身)
- 油繪「風景」 村 瀬 眞 治 (天津市)
- 「同」 秋 口 保 波 (彦根町)
- 「同」 一 柳 直 良 (天津市)

これらは何れも目下各會議室、食堂等に掲揚せられ、廳員や來廳者の眼を樂ませてゐる。

◎ 縣廳舎改築に伴ふ諸神事に於ける祝詞は大抵本文中に挿入して置いたが新廳舎清祓式の分が本文校了後漸く齋主の小谷氏から送られたから左に載せることとする。

### 縣廳舎清祓式祝詞

此乃齋壇嚴乃神籙判立氏招使奉利坐世奉留掛卷長住産土大神祓所大神達乃御前滋賀縣神職會理事小谷利吉謹美白佐久

去爾志年霜月八日上棟祭仕奉利氏與利此方大神等乃恩頼平蒙留留中田官人等乎始業匠手入等爾至留也  
 晝夜乃別無久心乎碎佳力乎誰業匠勞佳勵業留隨爾豫而設計衣留節々爾違布事無久天地乃災乎受久留事無久打都盡  
 繩乃只一筋爾取運比砂子乃壁業廣久厚久内外乃裝比落都留方無久取設介比此新館爾新志佳御代乃委乎現志也  
 高久嚴志久清久麗志久造竣爾爾程近佳日乎以氏官人等移比入利氏縣乃政事執行業乎刀爲留留依利氏八十日日  
 兼有爾刀推今日乎生日乃足日刀撰比定業氏此山乎告奉留刀共爾長乃年月手人等取行爾留匠業乃間々爾由久利  
 無久巨觸爾染業介乎罪穢乎始業或業四方八方爾利入籠平爾曲神乃邪惡奈留氣乃漂布事有良乎乎妙爾奇志佳神德乎  
 以氏朝乃御露夕乃御露乎朝風夕風乃吹拂布事乃如久振留也小管乃佐夜夜爾執留也大麻清々處新室屋殘  
 留爾無久被爾給比清業給爾刀白寸事乎爾開召志諸比給比又今爾利後此政所爾氏執行布政事業春乃海而平加爾爾乃爾  
 毛滑加爾運業志業給爾刀體代乃御饑御酒種々乃甘物乎焚出志縣乃事知留平敬孝乎始業此事爾預爾留爾限利群島乃  
 伊群集比氏頭打伏世恐美恐美留白寸

(昭和十四年四月廿二日)



尙竣功祭の祝詞は再三お願したが何かの御都合で本誌校了迄にお送りを願へなかつたので止むを得ず省略した

時局益々急を告げ、廳舎改築當時に比すれば、本誌編纂の今は更に強き物資の統制を受け鐵使用の工作物の如き餘程の理由あるに非ざれば許可されぬこととなつてゐる。今にして思へば廳舎改築は正に一瞬の差異によつて完成されたものであつた。若し一刻遅れてゐたら未だに假廳舎住ひをしてゐるとか、又は一階を完成しただけで不自由を忍び乍ら執務してゐるとか、してゐなければならなかつたであらう。それも戦時資材の確保のためには止むを得ぬ措置で、國を賭しての臨戦體制として當然の行き方であらう。併しわれら廳員は今幸にしてこの快適なる廳舎に執務するを得た。されば、せめてもの、この恩恵に報ゆる爲め更に／＼縣政の爲め一意専心職域奉公の誠を致さねばならぬことを痛感するものである。

—了—

昭和十六年三月二十五日印刷  
昭和十六年五月十五日發行

「滋賀縣廳舎改築記念誌」別冊

發著 行作者兼 大津市東浦一番地 滋賀縣

印刷者 大津市四ノ宮町一六 中村七右衛門

印刷所 大津市四ノ宮町一六 中村太古舎

電話九十九番



930  
21



終

930  
24